

# 重要

大切に保管してください。

2023年9月版

## 保険金・給付金のご請求等のご案内

あなたをサポートする一冊です。ぜひご覧ください。



どんな場合に  
受取れるのかしら？

▼  
「保険金・給付金  
セルフチェックシート」

いろいろなケースを  
知りたいわ…

▼  
「“お支払いする場合”  
“特にご注意いただきたい内容”  
について」

本人が請求  
できないときは…？

▼  
「指定代理請求特約について」



Prudential

# 目次

|  |    |
|--|----|
| ● 保険金・給付金請求のお手続きについて                                   | 2  |
| ● 保険金・給付金セルフチェックシート                                    | 3  |
| ● 保険金・給付金のお支払いについて                                     |    |
| ■ 入院給付金のお支払いについて                                       | 10 |
| ■ 在宅ホスピスケアによる入院給付金のお支払いについて                            | 11 |
| ■ 手術給付金のお支払いについて                                       | 12 |
| ■ 入院時手術給付金のお支払いについて                                    | 14 |
| ■ 入院療養給付金のお支払いについて                                     | 15 |
| ■ 入院一時金のお支払いについて                                       | 17 |
| ■ 継続入院給付金のお支払いについて                                     | 18 |
| ■ 三大疾病継続入院給付金のお支払いについて                                 | 18 |
| ■ 入院中手術給付金・外来手術給付金・放射線治療給付金<br>のお支払いについて               | 19 |
| ■ 先進医療給付金のお支払いについて                                     | 21 |
| ■ 悪性新生物(がん)に対するお支払いについて                                | 22 |
| ■ 成人病、女性疾病に対するお支払いについて                                 | 23 |
| ■ がん一時給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金<br>のお支払いについて             | 25 |
| ■ 入院初期給付金のお支払いについて                                     | 26 |
| ■ 短期入院給付金のお支払いについて                                     | 26 |
| ■ 通院給付金のお支払いについて                                       | 26 |
| ■ 死亡保険金のお支払いについて                                       | 26 |
| ■ 死亡給付金のお支払いについて                                       | 27 |
| ■ 高度障害保険金のお支払いについて                                     | 27 |
| ■ 障害給付金のお支払いについて                                       | 28 |
| ■ 保険料のお払込免除について  | 28 |
| ■ 特定疾病保険金のお支払いについて                                     | 30 |
| ■ 介護年金・介護一時金のお支払いについて                                  | 31 |
| ■ 介護保険金のお支払いについて                                       | 32 |
| ■ 重度介護保険金のお支払いについて                                     | 32 |
| ■ 認知症加算年金のお支払いについて                                     | 33 |
| ■ 就労不能障害年金(一時金)、特定障害年金、<br>就労障害サポート年金のお支払いについて         | 34 |
| ■ 短期就労不能給付金、長期就労不能給付金、特定障害給付金、<br>就労不能サポート一時金のお支払いについて | 36 |
| ■ リビング・ニーズ特約保険金のお支払いについて                               | 39 |
| ■ 指定代理請求特約について   | 39 |
| ● ご請求内容に関する事実の確認について                                   | 40 |
| ● 支払審査会について  | 41 |

# 保険金・給付金請求のお手続きについて

## 保険金・給付金請求のお手続きは、以下(1～4)の順番にて行います

なお、ご契約の内容及ご請求の内容により、ご請求手続きが異なる場合がありますので、  
実際の請求手続きについては、ご契約(特約)内容および  
「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

### 1 当社にてご請求のお申し出をお受けした後、 ご請求に関する書類を交付または郵送いたします

- ご請求に必要な書類または請求手続きに関する留意事項につきましては、当該「保険金・給付金のご請求等のご案内」および請求時に同封される請求書に添付されているご案内をご確認ください  
(ご請求のお申し出内容によりご案内する書類が相違します)
- その際、当冊子のセルフチェックシート(3～9ページをご参照ください)にて、ご請求をご案内できる場合の有無をご確認ください

### 2 所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、 診断書などをご準備ください。 すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください

- 公的書類などの発行にかかる費用は、お客さまのご負担になります
- ご請求に対して保険金・給付金のお支払いが全くない場合、一定条件のもとで当社所定診断書取得費用を一部当社にて負担させていただくお取扱いをおこなっております。詳しくは当社担当ライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください  
(お客さまご自身で報告書をご記入いただくことにより、診断書の代用とする簡易請求制度(自己申告制度)もあります)(5ページをご参照ください)

### 3 当社にてご提出いただいた書類の内容を確認させていただきます

- ご加入前の健康状態、治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて、事実の確認(医療機関等への確認も含みます)をさせていただく場合もございます。この場合、事前に当社からご連絡のうえ、当社委託の確認会社の担当者がお伺いする場合がございます(39ページをご参照ください)
- 事実の確認は迅速に実施いたしますが、確認先の都合や事故原因の調査などで日数を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください

### 4 ご契約の約款の内容及び、保険金・給付金を ご指定の口座へお支払いいたします

- お支払いの際は、お支払内容、金額明細書をご郵送しますので、内容をご確認ください

## <当社が保険金・給付金をお支払いできないと決定した場合について>

ご請求いただいたご契約の中には、誠に残念ながら、ご契約時の約款内容から保険金・給付金をお支払いできない場合がございます。保険金・給付金をお支払いできないという当社決定について、お客さまがご納得いただけない場合、まずはお支払ホットラインにて専門のスタッフがわかりやすく丁寧に説明しますが、それでもご納得いただけない場合は、支払審査会にお申し立ていただくことができます。(40ページをご参照ください)

# 保険金・給付金セルフチェックシート

## ～ 保険金・給付金を確実にお届けするために ～

当社は、「お客さまに保険金を100%お支払いするまでが私たちの仕事」と考えておりますが、そのためにはお客さまからご契約ごとの内容でご請求いただく必要がございます。そこで大切な保険金・給付金のご請求に際し、ご留意いただきたいポイントをまとめましたのでご確認ください。

- 複数のご契約にご加入されている場合 …… 4ページをご参照ください
- 入院・手術に対する保障がある場合 …… 4ページをご参照ください
- 特定疾病(悪性新生物・成人病・女性疾病)に対する入院保障がある場合 …… 5ページをご参照ください
- 通院に対する保障がある場合 …… 6ページをご参照ください
- 高度障害状態に対する保障がある場合 …… 6ページをご参照ください
- ご契約に傷害特約、疾病障害による保険料払込免除特約がある場合、または不慮の事故により所定の身体障害状態に該当する場合 …… 7ページをご参照ください

- 1項目でも「はい」にチェックをされた場合には、当社担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください
- 「保険金・給付金セルフチェックシート」は一般例を示すものですので、保険金・給付金のお支払いについてはご提出いただく診断書にもとづいて判断させていただくこととなります。あらかじめご了承ください
- お支払いの対象となる手術や障害状態などの詳細は、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください



ご連絡は担当ライフプランナー  
または  
カスタマーサービスセンターまで  
パートナーフォーユー

**0120-810740**



## 複数のご契約にご加入されている場合

| チェック項目             | 請求をご案内できる場合                        | チェック(✓点)をご記入願います            |                              |
|--------------------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 複数のご契約に加入されていませんか? | ① 複数のご契約で入院や手術を保障する契約内容となっている      | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|                    | ② 家族(配偶者・子ども)を保障する契約、特約の被保険者になっている | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

### ①、②の「はい」にチェックをされたお客さま

- ➔入院給付金、手術給付金を他のご契約からお支払いできる場合があります
- ➔お手元に保険証券をご用意いただき請求していないご契約の有無をご確認ください。あわせてご家族を保障する契約、特約内容になっていないかにつきましてもご確認ください。ご加入の記憶が定かでない場合や保険証券を紛失されている場合は、当社担当ライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせいただき、対象被保険者および保障内容をご確認ください(保険証券紛失の場合は、再発行のお手続きが必要となります)

## 入院・手術に対する保障がある場合

(無解約返戻金型)入院総合保障特約、無解約返戻金型新入院総合保障特約、無解約返戻金型入院療養特約、新医療保険、医療保険、解約返戻金抑制型(新)入院保険、無解約返戻金型入院特約、無解約返戻金型手術給付特約、無解約返戻金型手術給付特約にご加入されている場合)

10~20 ページをご参照ください

| チェック項目                         | 請求をご案内できる場合   | チェック(✓点)をご記入願います            |                              |
|--------------------------------|---|-----------------------------|------------------------------|
| ご入院をされていませんか?                  | ③ 病院または診療所で入院治療を受けている   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ご請求の診断書の入院期間前後に別のご入院をされていませんか? | ④ 当社提出済み診断書の入院期間の前後に、別の病院または診療所で入院治療を受けている  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|                                | ⑤ 診断書の入院期間の後に、別の病院または診療所に転院(転院予定)し、入院治療を受ける予定である  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|                                | ⑥ 入院中の請求であり、引き続き入院治療を受けている  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 手術を受けられていませんか?                 | ⑦ 手術を受けている<br><small>※なお、新医療保険または無解約返戻金型新入院総合保障特約の入院時手術給付金、無解約返戻金型手術給付特約の入院中手術給付金は入院期間中に、無解約返戻金型手術給付特約の外来手術給付金は入院問わず、公的医療保険制度により保険給付の対象となる、診療報酬点数表により「手術料」の算定された手術を受けていることが約款上のお支払事由となっています。(外来手術給付金は対象手術を除きます)お手元の領収書「手術」欄に点数記載がある場合には、正式な手術名をご確認ください(ただし、領収書「手術」欄には「輸血料」や「薬剤料」なども含んで算定されますので、この欄に記載があっても入院時手術給付金、入院中手術給付金、外来手術給付金が必ずお支払いの対象には限りません。)<br/>※解約返戻金抑制型(新)入院保険、無解約返戻金型入院特約については、手術はお支払対象とはなりません。</small> | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 放射線照射治療を受けられていませんか?            | ⑧ 放射線照射治療を受けている<br><small>※解約返戻金抑制型(新)入院保険、無解約返戻金型入院特約については、放射線照射治療はお支払対象とはなりません。</small>   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

### ③、④、⑤、⑥の「はい」にチェックをされたお客さま

- ➔入院給付金、入院療養給付金または入院一時金をお支払いできる場合があります
- ➔お支払いの対象となる入院日数につきましては、当社約款に定める必要入院日数を満たしている必要があります。必要入院日数はご加入の時期や保障内容によって異なりますので、約款をご確認いただき当社あてにお問い合わせください
- ➔病院または診療所の診断書をご提出のうえご請求ください。ご不明な点がある場合は当社あてに事前にお問い合わせください

### ⑥の「はい」にチェックをされたお客さま

- ➔未請求の入院日数分につきましては、病院または診療所の診断書をご提出のうえご請求ください。前回提出済みの診断書をご返却し、主治医に入院日、退院日、治療内容等を追加記入(診断書下段の証明日付を二重線で訂正後、主治医の訂正印を押印)していただいた後ご提出いただくことも可能ですのでお申し出ください

### ⑦の「はい」にチェックをされたお客さま

- ➡ 手術給付金、入院時手術給付金または入院中手術給付金・外来手術給付金をお支払いできる場合があります
- ➡ お支払いの対象となる手術は、ご加入の時期や保障内容により異なる場合がございますので、入院の有無、正式な手術名、傷病名、術式（開腹術かファイバースコープによる手術かなど）を病院または診療所にご確認のうえ、診断書をご依頼される前に当社あてに事前にお問い合わせください

### ⑧の「はい」にチェックをされたお客さま

- ➡ 手術給付金または放射線治療給付金をお支払いできる場合があります（照射開始日から60日に1回の給付限度がありますので、お問い合わせください）

### ※簡易請求制度（自己申告制度）について

診断書のご提出に代えて、給付金請求書の「入院・手術状況報告欄」のご記入および医療機関発行の領収書等を提出することで、診断書発行費用を負担せずにご請求いただける制度です。

- ※簡易請求制度には、契約上の制限があります。
- ※病院発行の書類が必要となります。

## 特定疾病（悪性新生物、成人病、女性疾病）に対する保障がある場合

（がん保険、（無解約返戻金型）がん入院特約、がん診断保険、特定疾病保障定期保険、三大疾病保障保険、無解約返戻金型成人病特約、無解約返戻金型女性疾病特約にご加入されている場合）

22~25、29~30 ページを  
ご参照ください

| チェック項目                            | 請求をご案内できる場合  | チェック（✓点）をご記入願います            |                              |
|-----------------------------------|--|-----------------------------|------------------------------|
| 悪性新生物（がん）を重点的に保障するご契約に加入されていませんか？ | ⑨ 約款に定める「悪性新生物（がん）」の <u>治療を直接の目的</u> として、入院・手術している | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 成人病を重点的に保障するご契約に加入されていませんか？       | ⑩ 約款に定める「成人病」の <u>治療を直接の目的</u> として、入院・手術している       | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 女性疾病を重点的に保障するご契約に加入されていませんか？      | ⑪ 約款に定める「女性疾病」の <u>治療を直接の目的</u> として、入院・手術している      | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

### ⑨、⑩、⑪の「はい」にチェックをされたお客さま

- ➡ 約款に定める「悪性新生物（がん）、成人病、女性疾病」の治療を直接の目的として、入院、手術をされた場合、「がん入院（手術）給付金、成人病入院（手術）給付金、女性疾病入院（手術）給付金、がん診断保険金、上皮内がん診断保険金、特定疾病保険金、がん一時給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金」をお支払いできる場合がありますので、病院または診療所にて詳細な治療内容、手術名を診断書に記入していただきご提出ください

## 通院に対する保障がある場合

(あおば生命契約の通院給付金特約、新通院給付金特約にご加入されている場合)

26 ページをご参照ください

| チェック項目                   | 請求をご案内できる場合   | チェック(✓点)をご記入願います            |                              |
|--------------------------|---|-----------------------------|------------------------------|
| 退院された後に治療のために通院されていませんか? | ⑫ 入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的として病院または診療所へ通院している | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

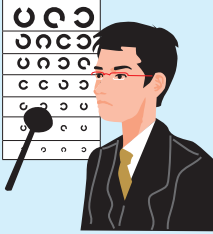
### ⑫ の「はい」にチェックをされたお客さま

- ➔ 通院給付金をお支払いできる場合があります
- ➔ 入院給付金のお支払対象となる入院の退院日翌日から、その日を含めて120日以内の通院が対象になります(入院給付金のお支払対象となる入院をされず、外来治療で通院のみされている場合、通院給付金のお支払対象にはなりません)。また、1回の入院に対する通院給付金のお支払限度日数は通算して30日分となりますので、ご不明な点がある場合は当社あてに事前にお問い合わせください

## 高度障害状態に対する保障がある場合

27 ページをご参照ください

- 下表の中で、「完全運動麻痺」とは、「自分では全く動かすことができない状態」をいいます
- 下表の中で、「完全強直」とは、「各関節が完全に固まってしまい自分では形態を変えることができない状態」または「通常の生理的運動範囲の1/10以下に制限される状態」をいいます

| チェック項目   | 請求をご案内できる場合  | チェック(✓点)をご記入願います            |                              |
|--|--|-----------------------------|------------------------------|
| 所定の高度障害状態に該当されていませんか?<br><br> | <b>両眼視力</b><br><br>視力回復を目的とした手術の予定がなく(手術をしても回復の見込みがなく)、両眼ともに矯正視力が0.02以下である<br>※視野の一部が欠損したり、上まぶたが下がることによってわずかしが開かない状態による視力障害は対象になりません   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|  | <b>言語・そしゃく</b><br><br><ul style="list-style-type: none"> <li>● 音声言語による意思の疎通が全くできない</li> <li>● 流動食(液体もしくはおも湯)以外のものが摂取できない</li> </ul> ※上あご、下あごの運動障害または欠損が原因で、胃などの消化器障害の場合を除きます             | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|  | <b>終身介護状態</b><br><br>中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態である<br>※「食物の摂取」、「排便・排尿・その後始末」、および「衣服着脱」、「起居」、「歩行」、「入浴」についての詳細は、27ページをご参照ください | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

| チェック項目  |         | 請求をご案内できる場合   | チェック(✓点)をご記入願います            |                              |
|---|---------|---|-----------------------------|------------------------------|
| 所定の高度障害状態に該当していませんか?<br><small>※ 上肢・下肢の部位に関する図解が9ページにありますので、あわせてご覧ください。</small> | 両上肢     | 両上肢(腕)ともに次のいずれかに該当している<br>● 手首の関節以上で切断している<br>● 完全運動麻痺である<br>● 肩、肘、手首の各関節のすべてが完全強直である                     | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | 両下肢     | 両下肢(足)ともに次のいずれかに該当している<br>● 足首の関節以上で切断している<br>● 完全運動麻痺である<br>● 股、膝、足首の各関節のすべてが完全強直である                     | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | 一上肢・一下肢 | 1上肢(腕)を手首の関節以上で切断し、かつ1下肢(足)が次のいずれかに該当している<br>● 足首の関節以上で切断している<br>● 完全運動麻痺である<br>● 股、膝、足首の各関節のすべてが完全強直している | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | 一上肢・一下肢 | 1上肢(腕)が次のいずれかに該当し、かつ1下肢(足)を足首の関節以上で切断している<br>● 完全運動麻痺である<br>● 肩、肘、手首の各関節のすべてが完全強直している                     | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

### 上記高度障害状態のいずれかの「はい」にチェックをされたお客さま

- ➡ 該当項目によっては高度障害保険金をお支払いできるか、保険料払込免除を選択できる場合がございますので、身体の異常を自覚されている場合は当社あてにお問い合わせください
- ➡ 当社ではご提出いただく書類をもとにお支払できるか否かの事前査定を行っております。症状が上記障害状態に該当しなかったり、症状の回復が見込める場合(症状が固定していない場合)などはお支払対象にならない場合もございます。

## ご契約に傷害特約、疾病障害による保険料払込免除特約がある場合、または不慮の事故により所定の身体障害状態に該当する場合

28 ページを  
ご参照ください

- ご契約に傷害特約が付加されている場合、8ページ、9ページ記載以外の項目でも「ご案内できる場合」がございますので、「両眼、言語・そしゃく障害、日常生活動作・上肢関節・下肢関節・手指・足指の著しい動作制限、聴力障害、鼻の欠損・両側の鼻呼吸困難・嗅覚喪失、脊柱運動障害」など、身体の異常を自覚されている場合にはあわせてお問い合わせください(不慮の事故を原因とする場合に限り)
- あおば生命契約につきましては、「疾病障害による保険料払込免除特約」はございません。また、9ページの「呼吸器」以下の項目は対象になりませんのでご注意ください
- 右表の中で、完全運動麻痺とは、「自分では全く動かすことができない状態」をいいます
- 右表の中で、完全強直とは、「各関節が完全に固まってしまい自分では形態を変えることができない状態」または「通常の生理的運動範囲の1/10以下に制限される状態」をいいます

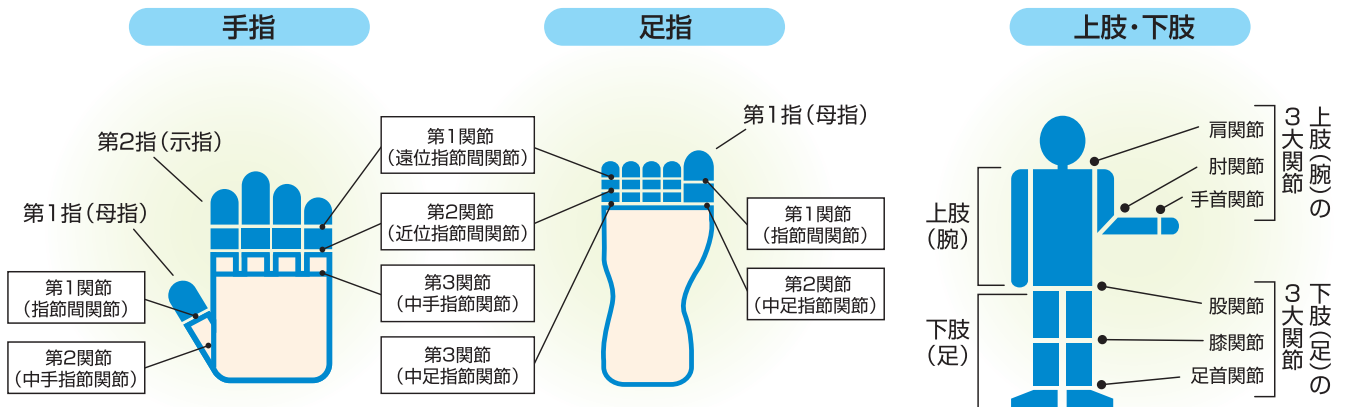
| チェック項目  |                       | 請求をご案内できる場合  | チェック(✓点)をご記入願います            |                              |
|---|-----------------------|--|-----------------------------|------------------------------|
| 所定の<br>身体障害状態に<br>該当されて<br>いませんか?<br>※ 上肢・下肢の部位に関する図解が9ページにありますので、あわせてご覧ください。 | 一<br>視<br>力           | 視力回復を目的とした手術の予定がなく<br>(手術をしても回復の見込みがなく)、<br>一眼の矯正視力が0.02以下である  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | 両<br>聴<br>耳<br>力      | 耳の病気(外・中耳疾患、神経中枢疾患など)を<br>原因とする難聴により、両耳ともに障害<br>(補聴器を使用せずに、耳に接しても大声語を<br>理解できない)がある  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | 一<br>上<br>肢           | 1 上肢(腕)が次のいずれかに該当している<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● 手首の関節以上で切断している</li> <li>● 完全運動麻痺である</li> <li>● 肩、肘、手首の関節の2つ以上が完全強直している</li> <li>● 肩、肘、手首の関節の2つ以上に、人工骨頭<br/>または人工関節を挿入置換している</li> </ul>   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | 一<br>下<br>肢           | 1 下肢(足)が次のいずれかに該当している<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● 足首の関節以上で切断している</li> <li>● 完全運動麻痺である</li> <li>● 股、膝、足首の関節の2つ以上が完全強直している</li> <li>● 股、膝、足首の関節の2つ以上に、人工骨頭<br/>または人工関節を挿入置換している</li> </ul>   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | 手<br>指<br>・<br>足<br>指 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を<br/>含んで4手指を切断している</li> <li>● 1手の5手指を失っている</li> <li>● 10手指すべてにおいて、<br/>第1関節までの1/2以上を失っている</li> <li>● 10手指すべてにおいて、第2関節または<br/>第3関節(第1指(母指)については第1関節<br/>または第2関節)の運動範囲が生理的運動範囲の<br/>1/2以下であり回復の見込みがない</li> <li>● 10足指すべてを失っている<br/>           ※「手指を失った」とは次の状態をいいます<br/>           = 第2関節(母指は第1関節)以上を失った場合<br/>           (9ページ図の各指青色部分の<br/>すべてを失った場合をいいます)<br/>           ※「足指を失った」とは次のいずれかの<br/>状態をいいます<br/>           = 第3関節(母指は第2関節)以上を失った場合<br/>           = 外観上1足指をすべて失っている<br/>           (指の形をとどめていないもの)と<br/>認められる場合(9ページ図の各指青色<br/>部分のすべてを失った場合をいいます)</li> </ul> | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | 脊<br>柱                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 脊柱の奇形が通常の上着を着用しても<br/>外部から明らかにわかる</li> <li>● 頸椎が完全強直している</li> <li>● 胸椎以下の3種の運動(前後屈、左右屈、左右回旋)<br/>のうち2種以上の運動範囲が生理的運動<br/>範囲の1/2以下であり回復の見込みがない</li> </ul>   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |



| チェック項目  | 請求をご案内できる場合  | チェック(✓点)をご記入願います            |                              |
|---|--|-----------------------------|------------------------------|
| 所定の身体障害状態に該当されていませんか?<br><br>あおは生命契約につきましては、呼吸器以下の障害状態項目は対象となりません | <b>呼吸器</b><br>呼吸器の機能に著しい障害が永久に残り、かつ酸素療法を180日以上継続して受けた  | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | <b>心臓</b><br>● 恒久的心臓ペースメーカーを装着した<br>※一時的な装着や既に装着したペースメーカー、その付属品を交換する場合を除きます<br>● 人工弁を置換した<br>※生体弁の移植を含み、同一部位への再置換、別部位への置換を除きます | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | <b>腎臓</b><br>腎臓の機能を全く永久に失い、<br>● 人工透析療法を受けている<br>※一時的な人工透析療法を除きます<br>● 腎移植を受けた<br>※自家腎移植および再移植を除きます                            | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | <b>ぼうこう</b><br>ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けた<br>※「人工ぼうこう」とは空置した腸管に尿管を縫い合わせ、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます       | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
|   | <b>人工肛門</b><br>直腸を切断し、人工肛門を造設した<br>※直腸切断とは、直腸及び肛門を一塊として摘出した場合をいいます<br>※「人工肛門」とは腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます              | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

### 上記身体障害状態のいずれかの「はい」にチェックをされたお客さま

- ➡ ご契約に傷害特約が付加されている場合、障害給付金をお支払いできることがありますので、身体の異常を自覚されている場合は当社あてにお問い合わせください
- ➡ 当社ではご提出いただく書類をもとにお支払できるか否かの事前査定を行っております。症状が上記障害状態に該当しなかったり、症状の回復が見込める場合(症状が固定していない場合)などはお支払対象にならない場合もございます。







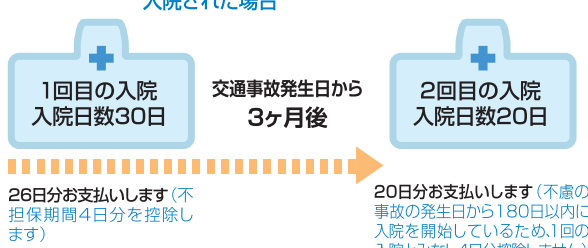
# 保険金・給付金のお支払いについて

- お支払いに関して特にご注意いただきたい重要な内容をまとめております。詳細は、当社「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください
- あおば生命のご契約につきましては、ご加入の時期や特約種類により、入院給付金の対象となる入院日数や、対象となる手術種類が異なりますので、詳細は担当ライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください
- 「保険金・給付金をお支払いできる事例、お支払いできない事例」および「支払基準のわかりやすい解説」を当社ホームページに掲載しておりますので、あわせてご参照ください

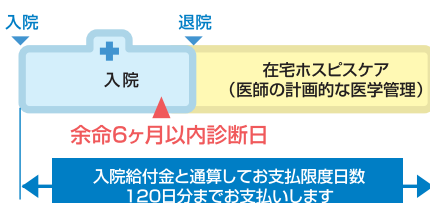
## ■ 入院給付金のお支払いについて

(無解約返戻金型)入院総合保障特約、(新)医療保険、無解約返戻金型新入院総合保障特約の場合)

| 給付金の種類          | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容  |
|-----------------|---|--|
| 災害入院給付金・疾病入院給付金 | 被保険者が、保険期間中に入院日数が5日以上継続した入院をしたとき。<br><br>※入院1日目～4日目は不担保期間となります。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</li> <li>●美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置をとまなわぬ人間ドック検査などは「治療を目的とする入院」ではないため、お支払対象にはなりません。</li> <li>●同一傷病を原因とする1回の入院についてのお支払限度日数は120日です。<br/> <small>※新医療保険および無解約返戻金型新入院総合保障特約の場合、60日型と120日型があります。60日型の場合、お支払限度日数は60日となります。</small></li> <li>●災害入院給付金、疾病入院給付金の通算支払限度は、それぞれの給付金ごとにお支払日数を通算して700日です。また、手術給付金の通算支払限度は700倍になります。いずれかの給付金が通算支払限度に達した場合には、特約は消滅します。<br/> <small>※新医療保険および無解約返戻金型新入院総合保障特約の場合、災害入院給付金、疾病入院給付金の通算支払限度は、それぞれの給付金ごとにお支払日数を通算して1095日です。また、手術給付金の通算支払限度は1095倍になります。いずれかの給付金が通算支払限度に達した場合には、保険契約は消滅します。なお、手術給付金の通算支払限度は入院時手術給付金を含みます。</small></li> <li>●疾病または異常分娩による入院の場合で、入院日数が5日以上継続した入院が2回以上あり、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係がある場合は、1回の入院とみなし入院日数を通算します。ただし、お支払事由に該当する最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。</li> </ul> |
|                 |  | <p><b>具体例</b> ●脳梗塞で50日間入院。退院日翌日から2ヵ月後に同一疾病で40日間入院された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <p>1回目の入院<br/>入院日数50日<br/>【脳梗塞】</p> <p>46日お支払いします(不担保期間4日分を控除します)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>退院日翌日から<br/>2ヶ月後に</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <p>2回目の入院<br/>入院日数40日<br/>【脳梗塞】</p> <p>40日お支払いします(前回お支払事由に該当する入院の退院日翌日から180日以内に入院を開始しているため、1回の入院とみなし4日分控除しません)</p> </div> </div>  |

| 給付金の種類                 | お支払いする場合   | 特にご注意いただきたい内容   |
|------------------------|--|---|
| <b>災害入院給付金・疾病入院給付金</b> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不慮の事故による入院の場合で、お支払事由に該当する入院が2回以上あり、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一である場合は、1回の入院とみなし入院日数を通算します。ただし、その事故の発生日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>具体例</b> ● 交通事故で30日間入院。交通事故の発生日から180日以内に同一事故を原因として20日間入院された場合</p>  <p>26日分お支払いします(不担保期間4日分を控除します)</p> <p>20日分お支払いします(不慮の事故の発生日から180日以内に入院を開始しているため、1回の入院とみなし4日分控除しません)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が保険期間中に継続4日以下の入院をしたときも、入院給付金を支払う場合があります。</li> <li>※ 疾病入院給付金の場合… 疾病または異常分娩による入院の場合で、2回以上の入院をされ、そのうち4日以下の入院につきましては、前回退院日の翌日から31日以内に同一の原因で再入院されたときは、継続した1回の入院とみなし、入院日数合計が5日以上になれば入院を通算します。</li> <li>※ 災害入院給付金の場合… 不慮の事故による入院の場合で、2回以上の入院をされ、そのうち4日以下の入院につきましては、前回退院日の翌日から31日以内に入院の直接の原因となった事故が同一であり、再入院されたときは、継続した1回の入院とみなし、入院日数合計が5日以上になれば入院を通算します。ただし、その事故の発生日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。</li> </ul> |

## 在宅ホスピスケアによる入院給付金のお支払いについて

| 給付金の種類          | お支払いする場合   | 特にご注意いただきたい内容  |
|-----------------|--|--|
| <b>在宅ホスピスケア</b> | <p>被保険者が次のすべてを満たす場合は、退院後も継続して病院または診療所に入院しているものとみなして、入院給付金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 退院時に、余命6ヶ月以内と判断されていること。</li> <li>② 退院後も、病院または診療所以外において、不慮の事故もしくはその他の外因または疾病から生じる各種の症状を緩和することを目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていること。</li> </ol> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅ホスピスケアとは、通常以下のような状況をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 余命が限られた患者の希望を尊重し、自宅もしくは介護・療養施設等にて緩和ケアを行うことです。</li> <li>※ 緩和ケアとは、積極的な延命治療(治療効果のあるもの)を行わずに、自宅もしくは介護・療養施設等にて療養しながら、傷病を原因とした疼痛等の症状の緩和、コントロールを目的とした治療、またはその他医療サービスを医師もしくは看護師から定期的に受けること(点滴、注射等による鎮痛剤投与、栄養剤投与など)をいいます。</li> </ul> </li> <li>● 新医療保険60日型または無解約返戻金型新入院総合保障特約60日型にご加入の場合、お支払限度日数は入院給付金と通算して60日分まで、120日型にご加入の場合、お支払限度日数は入院給付金と通算して120日分までです。</li> <li>● 約款所定の成人病、女性疾病の治療を直接の目的として入院し、退院時に余命6ヶ月以内と診断されていた場合、退院後も継続して病院または診療所に入院しているものとみなして成人病入院給付金、女性疾病入院給付金をお支払いします。</li> <li>● 成人病特約(医療保険用)、女性疾病特約(医療保険用)を付加されている場合、お支払限度日数は成人病入院給付金、女性疾病入院給付金と通算してそれぞれ120日分までです。</li> <li>● がん入院特約またはがん保険にご加入されている場合、お支払限度日数は退院日翌日から180日分までとなります。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>具体例(新医療保険120日型)</b></p>  <p>入院給付金と通算してお支払限度日数120日分までお支払いします</p> </div> |

## 手術給付金のお支払いについて

| 給付金の種類       | お支払いする場合   | 特にご注意ください内容  |
|--------------|--|--|
| <b>手術給付金</b> | <p>被保険者が、保険期間中に約款所定の手術を受けたとき。</p> <p>※入院給付金日額の10倍、20倍または40倍いずれかの手術倍率が適用されます。</p> <p>※あおば生命契約につきましては、ご加入の時期によって、対象となる手術種類や給付倍率が異なりますので、約款をご確認いただき当社あてにお問い合わせください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「手術」とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることを行い、約款手術給付倍率表の手術番号1～89を指します（組織の治療を直接の目的とするものと、骨髄幹細胞を移植することを直接の目的とするものがあります）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>※当社は、手術給付金のお支払対象に、新たに「骨髄移植を目的とした骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞採取手術を含みます。）」（ドナー・ニーズ・ベネフィット）を追加し、「血液難病患者に骨髄を提供するドナー」をサポートしております（この手術による手術給付金のお支払いは、保険期間を通じて1被保険者につき2回となります。ご契約または特約が更新された場合は、更新前と更新後の保険期間を通算して2回となります）</li> </ul> </li> <li>●美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする」手術ではないためお支払対象にはなりません。</li> <li>●吸引、穿刺などの処置および神経ブロックはお支払対象にはなりません。             <ul style="list-style-type: none"> <li>※「吸引・穿刺」とは、体内に液体が貯留している場合、そこに針を刺して圧力をかけて抜き出し、その液体の性状を調べたり、液体を抜くことにより処置することをいいます。</li> </ul> </li> <li>●同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとして手術給付金をお支払いします。             <ul style="list-style-type: none"> <li>※「同時に（受けた手術）」とは、手術場に入って手術・各種処置が終了して手術場から出るまでの間に複数の手術を受けている場合をいいます。例えば、同日であっても、午前中に一つの手術を終えて手術場を出て、麻酔が覚めた後に、午後また麻酔をして手術を行うようなケースでは、別々に手術を受けたものとしします。</li> </ul> </li> <li>●レーザー、冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術、網膜光凝固術など）やファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（内視鏡を用いた大腸ポリープ切除術など）のように、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする手術もあります。</li> <li>●手術給付金のお支払いに入院の有無は関係ございません。白内障治療のための眼内レンズ挿入術や大腸ポリープ切除のための内視鏡手術などは、入院されることなく日帰り手術となる場合もございますので、こうした場合でも手術給付金はお支払対象になります（在宅ホスピスケア期間中に受けた手術も対象になります）。</li> <li>●対象となる手術につきましては、当社約款をご参照ください。</li> <li>●手術不担保特則が付加されている場合は、手術給付金のお支払対象にはなりません。なお、骨髄ドナー給付限定特則を付加されている場合は、「骨髄移植を目的とした骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞採取手術を含みます。）」のみ手術給付金のお支払い対象になります（自家移植を除きます）。</li> </ul> |



**具体例●手術給付金がお支払いできない場合****①扁桃を摘出する手術「扁桃摘出術」を受けた場合。**

- 弊社約款手術給付倍率表は、手術給付金のお支払対象になる手術を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、手術給付金はお支払いできません。
- 弊社約款は、扁桃に関連する手術として、手術給付倍率表手術番号15番「喉頭全摘除術」を定めておりますが、「扁桃摘出術」は部位が喉頭ではなくこの手術番号の対象となる手術に含まれないため、手術給付金はお支払対象になりません。

**②手の中指の第一関節を骨折してメスを使った手術(観血手術)をおこなった場合**

- 弊社約款手術給付倍率表は、手術給付金のお支払対象になる手術を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、手術給付金はお支払いできません。
- 弊社約款は、手指・足指に関する手術として、手術給付倍率表の手術番号12番「四肢骨・四肢関節観血手術」(手指・足指を除く)と定めておりますので、手術給付金はお支払対象になりません。  
※「手指、足指」とは、MP関節を含めて中枢側に及ばない場合をいいます。(MP関節とは手指、足指の付け根の関節のことをいいます)

**③内視鏡(ファイバースコープ)やカテーテルを使用して検査を行なった場合**

- 弊社約款手術給付倍率表は、手術給付金のお支払対象になる手術を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、手術給付金はお支払いできません。
- 弊社約款は、内視鏡(ファイバースコープ)やカテーテルによる手術として、手術給付倍率表の手術番号87番「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」を定めておりますが、検査・処置は含まないと規定しております。  
そのため、大腸や胃等に対する「内視鏡下生検法」や心臓に対する「心臓カテーテル法による諸検査」は、検査のため、手術給付金はお支払対象になりません。  
※なお、「脳・喉頭・胸・腹部臓器」に対するカテーテルや内視鏡(ファイバースコープ)を使用した手術であっても、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度としておりますので、複数回実施する場合はご注意ください。

# ■ 入院時手術給付金のお支払いについて

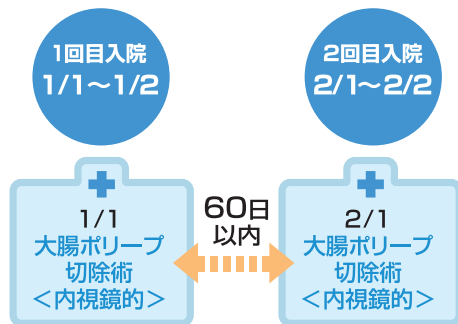
(新医療保険または無解約返戻金型新入院総合保障特約のみ対象となります)

| 給付金の種類   | お支払いする場合  | 特にご注意ください内容   |
|----------|---|---|
| 入院時手術給付金 | <p>被保険者が保険期間中かつ入院中に、公的医療保険制度によって保険給付対象となる診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けたとき。</p> <p>※入院給付金日額の5倍の手術倍率が適用されます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●手術給付金のお支払対象となる手術は対象となりません。</li> <li>●同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、いずれか1種類の手術を受けたものとみなします。また、手術給付金のお支払いとなる手術と同時に受けたときは、入院時手術給付金はお支払対象になりません。<br/>※「同時に(受けた手術)」とは、手術場に入って手術・各種処置が終了して手術場から出るまでの間に複数の手術を受けている場合をいいます。例えば、同日であっても、午前中に一つの手術を終えて手術場を出て、麻酔が覚めた後に、午後また麻酔をして手術を行うようなケースでは、別々に手術を受けたものとします。</li> <li>●医療機関発行の領収書「手術」欄に診療報酬点数の記載が確認できる場合で、かつ入院中に手術をされた場合、入院時手術給付金のお支払対象になる場合がありますのでご確認ください(「手術」欄に診療報酬点数の記載があっても「輸血料」や「薬剤料」のみ算定されている場合はお支払対象になりません。正式な手術名をご確認ください)。</li> <li>●日帰りで診療報酬点数表により「手術料」が算定される手術を行った場合、診断書もしくは領収書(請求書)の入院期間記載の有無によって次のとおりお取扱いします。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①診断書もしくは領収書(請求書)に入院期間の記載がない場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時手術給付金の対象になりません</li> </ul> </li> <li>②診断書もしくは領収書(請求書)に入院期間の記載がある場合                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時手術給付金の対象になります。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |

## 具体例 ●入院時手術給付金がお支払いできる場合とお支払いできない場合

|                   | 扁桃を摘出する手術(扁桃摘出術)を受けた                                  | 虫垂を摘出する手術を受けた                           |
|-------------------|---|---|
| 手術給付金             | お支払対象になりません   | お支払対象になります                              |
| 入院時手術給付金(入院が伴う場合) | お支払対象になります(扁桃摘出術は診療報酬点数表にて手術料が算定される手術であるためお支払対象になります) | お支払対象になりません(手術給付金お支払対象であるためお支払対象になりません) |

## 具体例 ●入院時手術給付金がお支払いできる場合



- 無解約返戻金型入院総合保障特約の場合
  - 1/1 大腸ポリープ切除術(内視鏡的)  
⇒手術給付金のお支払対象になります(入院給付金日額の10倍)
  - 2/1 大腸ポリープ切除術(内視鏡的)  
⇒**手術給付金のお支払対象にはなりません**(60日に1回の給付限度のため)
- 新医療保険または無解約返戻金型新入院総合保障特約の場合
  - 1/1 大腸ポリープ切除術(内視鏡的)  
⇒手術給付金のお支払対象になります(入院給付金日額の10倍)
  - 2/1 大腸ポリープ切除術(内視鏡的)  
⇒手術給付金のお支払対象になりません(60日に1回の給付限度のため)  
⇒**入院時手術給付金のお支払対象になります**(入院給付金日額の5倍)



## ■ 入院療養給付金のお支払いについて

(無解約返戻金型入院療養特約のみ対象となります)

| 給付金の種類  | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容  |
|---------|---|--|
| 入院療養給付金 | <p>被保険者が、保険期間中に傷病の治療を目的として、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる入院をしたとき</p> <p>※入院中の療養にかかる診療報酬点数×給付倍数がお支払額となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>●自由診療による入院、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険および公的介護保険が適用された入院、正常な分娩（自然頭位分娩など）にともなう入院、差額ベッド代、食事療養費、交通費など公的医療保険制度の給付対象にならない入院はお支払い対象にはなりません。</li><li>●公的医療保険制度によって保険給付の対象となる入院が必要であるため、<u>外来扱いのみによる治療、検査等の場合についてはお支払い対象になりません。</u>（入院については、入院基本料のお支払いの有無などを参考に判断します）<br/><small>※なお、施設上や医療技術上などの問題から、上記に定める入院期間中に別の医療機関に外来扱いで受診し、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる治療、検査等を受けた場合についてはお支払対象になります。</small></li><li>●入院した原因と直接関係のない治療を受けた場合（例えば、骨折のため入院中に、単独では入院を必要としない虫歯の治療を他病院に通院で受けた場合など）、その虫歯の治療に要した診療報酬点数についてはお支払い対象になりません。</li><li>●海外において入院された場合など、被保険者が入院療養給付金のお支払事由に該当する入院をしたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために入院療養給付金の額が計算できない場合は、「（入院日数）×（給付倍数）×2,000円」の計算式で算出された額をお支払いします。</li><li>●診療報酬点数とは、病院または診療所が患者に提供する診療行為に対する点数で、厚生省告示および厚生労働省告示に基づくものをいいます。診療報酬点数を合計し、1点につき単価10円を乗じて算定された金額に、自己負担割合（1割・2割・3割）を乗じた金額が治療費の自己負担額になります。</li><li>●この特約による入院療養給付金の1か月間（月の初日から末日までとします。）のお支払限度額は、ご選択いただいた月間支払限度になります。</li><li>●この特約による入院療養給付金の通算支払限度は、1,000万円です。なお、この特約の給付金が通算支払限度に達した場合、この特約は消滅します。</li></ul> |



# <領収書の具体例>

## 領 収 書

|               |                |                              |              |              |            |             |           |
|---------------|----------------|------------------------------|--------------|--------------|------------|-------------|-----------|
| 患者番号<br>12345 | 氏 名<br>○○○○○ 様 | 請求期間(入院の場合)<br>年 月 日 ~ 年 月 日 |              |              |            |             |           |
| 受診科<br>○○     | 入院・外来<br>入院    | 領収書番号<br>123456              | 発行日<br>年 月 日 | 費用区分<br>○○○○ | 負担割合<br>3割 | 本人・家族<br>本人 | 区 分<br>○○ |

|          |            |           |         |        |         |         |        |
|----------|------------|-----------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 保 険<br>④ | 初診・再診料     | 入院料等      | 医学管理等   | 在宅医療   | 検 査     | 画像診断    | 投 薬    |
|          | 点          | 50,069点   | 1,435点  | 点      | 8,733点  | 9,387点  | 1,868点 |
|          | 注 射        | リハビリテーション | 精神科専門療法 | 処 置    | 手 術     | 麻 酔     | 放射線治療  |
|          | 24,593点    | 点         | 点       | 2,751点 | 69,331点 | 17,700点 | 1,000点 |
| 病理診断     | 診断群分類(DPC) | 食事療養      | 生活療養    |        |         |         |        |
| 点        | 点          | ⑦ 51,200点 | 点       |        |         |         |        |

|                 |            |          |            |              |                |            |
|-----------------|------------|----------|------------|--------------|----------------|------------|
| 保険外<br>負 担<br>⑧ | 先進医療       | 差額室料     | その他        |              |                |            |
|                 | 2,000,000円 | 150,000円 | 円<br>(内訳)  |              |                |            |
|                 |            |          |            | 保 険          | 保 険<br>(食事・生活) | 保険外負担      |
|                 |            |          |            | ⑤ 1,868,670円 | 51,200円        | 2,150,000円 |
|                 |            |          | ⑥ 560,600円 | ⑦ 20,800円    | 2,150,000円     |            |
|                 |            |          | 領収額<br>合 計 |              | 2,731,400円     |            |

宮城県仙台市泉区△△△△△△△△  
○○○○病院

領収印

- ※ この領収書内の診療報酬点数表示は実際に入院した患者の実例ではありません。
- ※ 病院または診療所で具体例のような領収書が発行され、この領収書にもとづき入院療養給付金支払額が計算されます。領収書の各項目については以下のとおりです。（なお、領収書の書式は病院ごとに異なります。）

※診療報酬点数とは、病院または診療所が患者に提供する診療行為に対する点数で、厚生省告示および厚生労働省告示に基づくものをいいます。診療報酬点数を合計し、1点につき単価10円を乗じて算定された金額に、自己負担割合（1割・2割・3割）を乗じた金額が治療費の自己負担額になります。

| 番 号    | 項 目                | ご注意いただきたい内容   |
|--------|--------------------|---|
| ①      | 入 院 ・ 外 来          | 「入院」扱いとなっていることをご確認ください。「外来」扱のみの場合はお支払い対象になりません。   |
| ②      | 負 担 割 合            | 負担割合が1割、2割、3割になっていることをご確認ください。10割の場合には公的医療保険制度の適用になっていない治療であるため、お支払い対象になりません。                         |
| ③      | 本 人 ・ 家 族          | 被保険者ご本人であることをご確認ください。   |
| ④<br>⑤ | 保 険                | 公的医療保険制度の適用となる診療報酬点数が費目ごとに表示され、⑤に合計点数×10円にて表示されます。  |
| ⑥      | 保 険 適 用 負 担 額      | ⑤金額×自己負担割合（本ケースでは3割）として自己負担額が表示されます。なお、この欄に表示される金額が入院療養給付金としてお支払い対象になります。（ただし、月間支払限度額、通算支払限度額を上限とします） |
| ⑦      | 食 事 療 養<br>生 活 療 養 | 公的医療保険制度の適用となるものの診療報酬点数が算定されないことから、入院療養給付金支払額には含まれません。  |
| ⑧      | 保 険 外 負 担          | 先進医療や差額ベッド代など、公的医療保険制度の適用とならない負担額が表示され、⑨に合計額が表示されます。  |
| ⑩      | 先 進 医 療            | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関にて、厚生労働大臣が定めた先進医療を受けた場合、その技術にかかわる費用が表示されます。                                    |

## ■ 入院一時金のお支払いについて

解約返戻金抑制型入院保険・無解約返戻金型入院特約(2022年9月25日までのご契約)、解約返戻金抑制型新入院保険(2022年9月26日以降のご契約)により、お取扱いが異なります。

| 入院日数                                  |      | 1日～    | 2日～   | 11日～    | 21日～    | 61日～        |
|---------------------------------------|------|--------|-------|---------|---------|-------------|
| 解約返戻金抑制型入院保険・特約<br>(2022年9月25日までにご加入) | I型   | お支払対象外 | 入院一時金 |         | 継続入院給付金 | 三大疾病継続入院給付金 |
|                                       | II型  |        | 入院一時金 | 継続入院給付金 |         | 三大疾病継続入院給付金 |
|                                       | III型 |        | 入院一時金 |         |         |             |
| 解約返戻金抑制型新入院保険<br>(2022年9月26日以降にご加入)   | I型   | 入院一時金  |       |         | 継続入院給付金 | 三大疾病継続入院給付金 |
|                                       | II型  | 入院一時金  |       | 継続入院給付金 |         | 三大疾病継続入院給付金 |
|                                       | III型 | 入院一時金  |       |         |         |             |

| 給付金の種類          | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容  |
|-----------------|---|--|
| 災害入院一時金・疾病入院一時金 | <b>解約返戻金抑制型入院保険・無解約返戻金型入院特約</b>   |  |
|                 | <p>被保険者が、保険期間中に入院日数が2日以上継続した入院をしたとき。</p> <p>&lt;災害の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この保険の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。</li> <li>不慮の事故の日からその日を含めて180日以内で、保険期間中に開始した入院であること。</li> </ul> <p>&lt;疾病の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この保険の責任開始期以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする入院、またはこの保険の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後、骨髄移植のための骨髄幹細胞の採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます。)を受けることを直接の目的とする入院であること。</li> <li>保険期間中に開始した入院であること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</li> <li>美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置をとみなわない人間ドック検査などは、「治療を目的とする入院」ではないためお支払対象にはなりません。</li> <li>日帰り入院はお支払いの対象となりません。</li> <li>骨髄幹細胞の採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます。)による疾病入院一時金のお支払は保険期間を通じて2回(保険契約が更新された場合には、更新前後の保険期間を通算して2回)とし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合にはお支払いしません。</li> </ul> <p>※ご請求にあたっては、正確に漏れなくお支払いさせていただくために、ご入院された順番ごとにすみやかにご請求くださいますようお願いいたします。</p> |
|                 | <b>解約返戻金抑制型新入院保険</b>  |  |
|                 | <p>被保険者が、保険期間中に入院日数が1日以上入院をしたとき。</p> <p>&lt;災害の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この保険の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。</li> <li>不慮の事故の日からその日を含めて180日以内で、保険期間中に開始した入院であること。</li> </ul> <p>&lt;疾病の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この保険の責任開始期以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする入院、またはこの保険の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後、骨髄移植のための骨髄幹細胞の採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます。)を受けることを直接の目的とする入院であること。</li> <li>保険期間中に開始した入院であること。</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</li> <li>美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置をとみなわない人間ドック検査などは、「治療を目的とする入院」ではないためお支払対象にはなりません。</li> <li>外来はお支払いの対象となりません。</li> <li>骨髄幹細胞の採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます。)による疾病入院一時金のお支払は保険期間を通じて2回(保険契約が更新された場合には、更新前後の保険期間を通算して2回)とし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合にはお支払いしません。</li> </ul> <p>※ご請求にあたっては、正確に漏れなくお支払いさせていただくために、ご入院された順番ごとにすみやかにご請求くださいますようお願いいたします。</p>    |

## ■ 継続入院給付金のお支払いについて

解約返戻金抑制型入院保険・無解約返戻金型入院特約、解約返戻金抑制型新入院保険が対象となります。

| 給付金の種類              | お支払いする場合   | 特にご注意いただきたい内容   |
|---------------------|--|---|
| 災害継続入院給付金・疾病継続入院給付金 | <p>被保険者が、保険期間中に給付待機日数を超える継続した入院をしたとき。</p> <p>&lt;災害の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この保険の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。</li> <li>不慮の事故の日からその日を含めて180日以内で、保険期間中に開始した入院であること。</li> </ul> <p>&lt;疾病の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この保険の責任開始期以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする入院であること。</li> <li>保険期間中に開始した入院であること。</li> </ul> | <p>※「災害入院一時金および災害継続入院給付金」または「疾病入院一時金および疾病継続入院給付金」のいずれかが通算支払限度に達した場合、保険契約は消滅します。</p> <p>ただし、保険契約の型がⅠ型またはⅡ型の場合、通算支払限度に達した際に保険契約者から当社へこの保険契約を継続する旨の申出があったときには、当社の承諾を得て、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入院一時金および継続入院給付金については消滅します。</li> <li>三大疾病継続入院給付金および保険料払込免除および死亡給付金(短期払の場合のみ)については保障を継続することができます。(なお、継続する場合は、保険料に変更はございません。)</li> </ul> |

| 保険種類                        | 型  | 給付待機日数 | 支払限度日数 | 通算支払限度日数  |
|-----------------------------|----|--------|--------|---|
| 解約返戻金抑制型入院保険<br>無解約返戻金型入院特約 | Ⅰ型 | 20日    | 40日    | 支払日数を通算して1,095日<br>(入院一時金については、1回の支払いにつき20日とみなして通算します。) |
|                             | Ⅱ型 | 10日    | 50日    | 支払日数を通算して1,095日<br>(入院一時金については、1回の支払いにつき10日とみなして通算します。) |
|                             | Ⅲ型 | —      | —      | 支払日数を通算して30回  |
| 解約返戻金抑制型新入院保険               | Ⅰ型 | 20日    | 40日    | 支払日数を通算して1,095日<br>(入院一時金については、1回の支払いにつき20日とみなして通算します。) |
|                             | Ⅱ型 | 10日    | 50日    | 支払日数を通算して1,095日<br>(入院一時金については、1回の支払いにつき10日とみなして通算します。) |
|                             | Ⅲ型 | —      | —      | 支払日数を通算して100回   |

## ■ 三大疾病継続入院給付金のお支払いについて

解約返戻金抑制型入院保険・無解約返戻金型入院特約、解約返戻金抑制型新入院保険が対象となります。

| 給付金の種類      | お支払いする場合   | 特にご注意いただきたい内容  |
|-------------|--|--|
| 三大疾病継続入院給付金 | <p>被保険者が、三大疾病の治療を目的として、保険期間中に60日を超える継続した入院をしたとき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●三大疾病とは、約款の附則1に定める「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患」をいいます。</li> <li>●1入院の支払限度はありません。</li> <li>●通算支払限度はありません。</li> </ul> |

# ■ 入院中手術給付金・外来手術給付金・放射線治療給付金のお支払いについて

(無解約返戻金型手術給付特約および無解約返戻金型新手術給付特約が対象となります。  
 なお、無解約返戻金型手術給付特約には外来手術給付金はありません)

解約返戻金抑制型(新)入院保険、無解約返戻金型入院特約とあわせて主契約に付加される特約となります。

| 給付金の種類          | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容   |
|-----------------|---|---|
| <b>入院中手術給付金</b> | <p>被保険者が、保険期間中かつ入院日数が1日以上入院中に、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき。</p> <p>※手術1回につき入院中手術給付金額をお支払いします。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院日と退院日が同一の日であっても、入院基本料の算定などがあれば「入院日数が1日以上」とであると判断します。入院基本料の算定などがなく、外来扱いで受けた手術はお支払対象になりません。</li> <li>●同時に2種類以上の手術を受けたときは、いずれか1種類の手術を受けたものとみなします。</li> <li>●入院中に公的医療保険制度の適用となる手術料が算定された「会陰(陰門)切開および縫合術(分娩時)」を受けたときは、入院中手術給付金のお支払い対象となります。</li> <li>●医科診療報酬点数表については、手術を受けた時点における医科診療報酬点数表が適用されます。</li> <li>●医科診療報酬点数表において一連の治療過程で手術を複数回実施しても、手術料が1回のみ算定される手術を複数回お受けになった場合は、60日に1回のお支払を限度とします。</li> </ul> <div data-bbox="598 981 1380 1198" style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p><b>具体例</b></p> <p>3回手術を実施していても、60日以内であれば1回目の実施日のみお支払いの対象になります。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医科診療報酬点数表において、手術の実施は1回であるのに、2日間以上継続して手術料が算定される手術の場合は、その手術の開始日のみ手術を受けたものとします。</li> </ul> <div data-bbox="598 1310 1380 1601" style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p><b>具体例</b></p> <p>3日間にわたって行った場合でも、1日目のみお支払いの対象になります。<br/>             たとえば、「大動脈バルーンパンピング(IABP法)」は数日間にわたって行うことがあり、手術料は日ごとに毎日算定されます(令和2年4月現在)。こうした手術は、その手術の開始日のみ手術を受けたものとみなし、1日目のみお支払いします。</p> </div> |
| <b>外来手術給付金</b>  | <p>被保険者が、保険期間中に、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき。</p> <p><u>ただし、以下に定めるものを除きます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創傷処理</li> <li>・皮膚切開術</li> <li>・デブリードマン</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院中手術給付金の支払事由に該当する場合には外来手術給付金はお支払対象になりません。</li> <li>●同時に2種類以上の手術を受けたときは、いずれか1種類の手術を受けたものとみなします。また、入院中手術給付金のお支払いとなる手術と同時に受けたときは、外来手術給付金はお支払対象になりません。</li> <li>●医科診療報酬点数表については、手術を受けた時点における医科診療報酬点数表が適用されます。</li> <li>●医科診療報酬点数表において一連の治療過程で手術を複数回実施しても、手術料が1回のみ算定される手術を複数回お受けになった場合は、60日に1回のお支払を限度とします。</li> <li>●医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術について、一連の治療過程で最初に手術を受けた日から起算して60日以内に受けた手術のうち支払額の最も高いいずれか1回の手術についてのみ支払い、60日を経過した後に受けた手術については新たな手術とみなします。</li> </ul>   |

| 給付金の種類          | お支払いする場合  | 特にご注意ください内容  |
|-----------------|---|--|
| <b>外来手術給付金</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術</li> <li>抜歯手術</li> <li>外耳道異物除去術</li> <li>鼻内異物摘出術</li> <li>涙点の閉鎖術</li> <li>鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</li> </ul> <p>※手術1回につき、入院中手術給付金額に外来手術給付割合(25%)を乗じてお支払いします。</p> | <p><b>具体例</b></p> <p>1回目実施日(外来) 支払(25%)</p> <p>2回目実施日(外来) 非該当</p> <p>3回目実施日(入院) 一部支払(75%)</p> <p>4回目実施日(外来) 支払(25%)</p> <p>60日</p> <p>1回目実施日にて外来手術給付金をお支払い、3回目実施日に入院中手術給付金から外来手術給付金を差し引いた額をお支払いします。<br/>4回目実施日は一連の治療過程で最初に手術を受けた日から60日を経過しているため新たな手術としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医科診療報酬点数表において、手術の実施は1回であるのに、2日間以上継続して手術料が算定される手術の場合は、その手術の開始日のみ手術を受けたものとします。</li> </ul> |
| <b>放射線治療給付金</b> | <p>被保険者が、保険期間中に、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定された放射線治療を受けたとき</p> <p>※入院中手術給付金額をお支払いします。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象となる放射線治療には、「電磁波温熱療法」は含まれますが、「血液照射」は含みません。</li> <li>● 放射線治療を2日以上にわたって受けたときは、その放射線治療の開始日を放射線治療を受けた日とみなします。また、医科診療報酬点数表において、放射線治療料が1日につき算定されるものとして定められている放射線治療に該当するときは、その開始日のみ放射線治療を受けたものとします。</li> <li>● 放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。</li> </ul>   |



## ■ 先進医療給付金のお支払いについて

(無解約返戻金型先進医療特約のみ対象となります)

| 給付金の種類  | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容   |
|---------|---|---|
| 先進医療給付金 | <p>被保険者が、保険期間中に当社約款に定める先進医療を受けたとき</p> <p>※被保険者が受療した「先進医療の技術にかかわる費用の額」のうち、被保険者が実際に医療機関に支払った金額が先進医療給付金のお支払額となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 先進医療とは、公的医療保険制度の給付対象となる前の先進的な医療技術で、平成20年3月27日付 厚生労働省告示第129号「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準」の中に記載されている第2項先進医療および第3項先進医療がお支払対象となります。</li><li>● お受けになる医療技術がご契約時点で先進医療の対象であった場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消などによって先進医療でなくなっている場合など、療養を受けた日時点において厚生労働大臣が定める先進医療に該当していない場合にはお支払いの対象にはなりません。療養を受けた日時点において先進医療に該当していたかどうかは、領収書「先進医療」欄または入院・手術証明書（診断書）の「先進医療」欄の証明内容で判断します。</li><li>● 厚生労働大臣により承認された医療機関以外で先進医療と同様の治療・手術を受けた場合は、先進医療給付金のお支払い対象にはなりません。</li><li>● 16ページ掲載の領収書イメージの場合、⑩に表示される金額が先進医療給付金となります（ただし、通算支払限度額を上限とします）。</li><li>● この特約による先進医療給付金の通算支払限度は、1,000万円です。なお、この特約の給付金が通算支払限度に達した場合、この特約は消滅します。</li></ul> |



# 悪性新生物(がん)に対するお支払いについて

| 給付金の種類   | お支払いする場合  | 特にご注意ください内容   |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
|--|---|---|------|-------------|------|-----------|---|-----|-------------|---|-----|-----------|---|-----|------------|---|-----|
| <b>がん入院給付金・がん手術給付金</b><br><small>(がん保険・がん入院特約・無解約返戻金型がん入院特約)</small> | <p>被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定された、がんの治療を直接の目的とする入院、手術を受けたとき</p> <p>※入院1日目からがん入院給付金のお支払対象になり、お支払限度日数はありません。</p>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>悪性新生物に対する治療(抗がん剤治療、化学療法、疼痛緩和ケアなど)を直接の目的としない入院・手術は、お支払対象になりません。(ただし、抗がん剤治療の副作用に対する入院・手術については、お支払対象となります。また、がんの手術による後遺症・合併症に対する治療として、2014年12月1日以降に実施されている入院・手術は、お支払対象となります。)</li> </ul> <p>※以下の表をご参考ください。</p> <p><b>【対象となる手術】</b></p> <table border="1" data-bbox="643 651 1385 1072"> <thead> <tr> <th>手術名称</th> <th>特にご注意ください内容</th> <th>給付倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>悪性新生物根治手術</td> <td>悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する(取り除く)手術のことをいいます</td> <td>40倍</td> </tr> <tr> <td>その他の悪性新生物手術</td> <td>転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出したり、また転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出する手術のことをいいます</td> <td>20倍</td> </tr> <tr> <td>悪性新生物温熱療法</td> <td>熱に弱いがん細胞の性質に着目して、ラジオ波やマイクロ波などの電磁波を使用してがん細胞を加温し死滅させる治療法のことをいいます。(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします)</td> <td>10倍</td> </tr> <tr> <td>新生物根治放射線照射</td> <td>X線やγ線などの電磁波をがん病巣に照射し、がん細胞を傷害させて死滅または縮小させる治療法のことをいいます。(お支払対象には50グレイ(5000ラド)以上の照射量が必要です。また施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします)</td> <td>10倍</td> </tr> </tbody> </table> | 手術名称 | 特にご注意ください内容 | 給付倍率 | 悪性新生物根治手術 | 悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する(取り除く)手術のことをいいます | 40倍 | その他の悪性新生物手術 | 転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出したり、また転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出する手術のことをいいます | 20倍 | 悪性新生物温熱療法 | 熱に弱いがん細胞の性質に着目して、ラジオ波やマイクロ波などの電磁波を使用してがん細胞を加温し死滅させる治療法のことをいいます。(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします) | 10倍 | 新生物根治放射線照射 | X線やγ線などの電磁波をがん病巣に照射し、がん細胞を傷害させて死滅または縮小させる治療法のことをいいます。(お支払対象には50グレイ(5000ラド)以上の照射量が必要です。また施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします) | 10倍 |
| 手術名称   | 特にご注意ください内容   | 給付倍率  |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
| 悪性新生物根治手術  | 悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する(取り除く)手術のことをいいます   | 40倍   |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
| その他の悪性新生物手術  | 転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出したり、また転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出する手術のことをいいます   | 20倍   |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
| 悪性新生物温熱療法  | 熱に弱いがん細胞の性質に着目して、ラジオ波やマイクロ波などの電磁波を使用してがん細胞を加温し死滅させる治療法のことをいいます。(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします)   | 10倍   |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
| 新生物根治放射線照射   | X線やγ線などの電磁波をがん病巣に照射し、がん細胞を傷害させて死滅または縮小させる治療法のことをいいます。(お支払対象には50グレイ(5000ラド)以上の照射量が必要です。また施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします)                 | 10倍   |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
| <b>がん治療給付金</b><br><small>(がん保険)</small>                              | <p>被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定された、がんの治療を直接の目的とする入院をしたとき</p> <p>※支払事由発生日におけるがん入院給付日額の100倍をお支払いします。</p>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>直前の支払事由発生日から2年以内に、左記に定める入院をされた場合、がん治療給付金のお支払対象とはなりません。</li> </ul>  |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
| <b>がん診断保険金</b><br><small>(がん診断保険)</small>                            | <p>被保険者が、保険期間中に、がん給付の責任開始期前を含めて初めてがんに罹患したと診断確定されたとき。</p> <p>※がん診断保険金額をお支払いします。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には他の所見による診断確定も認めることがあります)</li> <li>がん診断保険金を支払った場合には、保険契約は消滅します。</li> <li>がん診断保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。</li> </ul>   |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
| <p><b>具体例</b></p> <p>がん診断保険金のお支払い対象になり、保険契約は消滅します。</p>               |   |   |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
| <b>上皮内がん診断保険金</b><br><small>(がん診断保険)</small>                         | <p>被保険者が、責任開始期以後、保険期間中に、がん給付の責任開始期前を含めて初めて上皮内がん・皮膚(くわ)のその他の悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき。</p> <p>※がん診断保険金額に上皮内がん支払割合(10%)を乗じた金額をお支払いします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>上皮内がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回になります(ご契約を更新された場合でも、更新前後をとおして1回のお支払いになります)。</li> </ul>  |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |
| <p><b>具体例</b></p> <p>上皮内がん診断保険金のお支払対象になります。(保険契約は消滅しません。)</p>        |   |   |      |             |      |           |   |     |             |   |     |           |   |     |            |   |     |

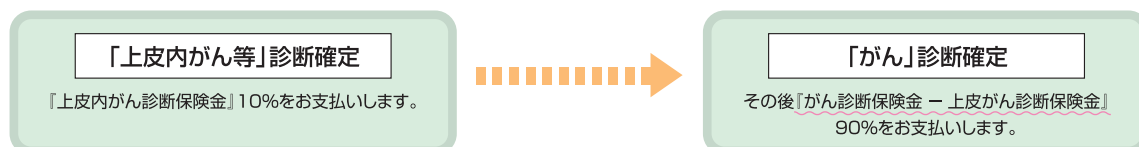
## 【上皮内がん診断確定された後に、がんと診断された場合のお支払いについて】

がん診断保険金と上皮内がん診断保険金の両方のお支払い事由に該当したとき、がん診断保険金のお支払い事由の原因となったがん、上皮内がん診断保険金の原因となった上皮内がん等に医学上の因果関係があるかどうかでお取扱いが変わります。

### 「上皮内がん等」と「がん」に医学的な因果関係がない場合



### 「上皮内がん等」と「がん」に医学的な因果関係がある場合



## 【がんの診断確定と無効について】

被保険者が告知日以前または告知日からがん給付の責任開始期の前日までにがん（または上皮内がん等）と診断確定されていた場合には、その事実をご存知であったか否かにかかわらず、保険契約は無効になります。

この場合、すでに払い込まれた保険料は次のとおりお取扱いします。

- 被保険者が告知以前にがん（または上皮内がん等）と診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者全員がご存知なかった場合は、保険契約者に払い戻します。
- 被保険者が告知以前にがん（または上皮内がん等）と診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でもご存知であった場合は、払い戻しません。
- 被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始期の前日までに被保険者ががん（または上皮内がん等）と診断確定されていた場合は、その事実をご存知であったか否かにかかわらず、保険契約者に払い戻します。

## ■ 成人病、女性疾病に対するお支払いについて

（無解約返戻金型成人病特約、無解約返戻金型女性疾病特約のみ対象となります）

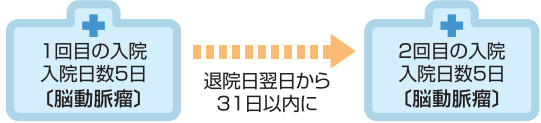
| 給付金の種類        | お支払いする場合                         | 特にご注意いただきたい内容   |
|---------------|----------------------------------|---|
| 成人病・女性疾病入院給付金 | 被保険者が、保険期間中に入院日数が5日以上継続した入院をしたとき | ● 被保険者が、この特約の保険期間中に約款所定の成人病、女性疾病の <u>治療を直接の目的として入院または当社約款に定めるいずれかの種類の手術をされた場合</u> に、それぞれ入院給付金、手術給付金をお支払いします。                  |
| 成人病・女性疾病手術給付金 | 被保険者が、保険期間中に約款所定の手術を受けたとき        | ● 同一疾病を原因とする1回の入院のお支払限度日数、給付金ごとの通算支払限度日数、2回以上入院の際の通算のお取扱いは、「入院給付金のお支払いについて」（10ページ）をご参照ください。<br>● 対象となる手術につきましては、当社約款をご参照ください。 |

対象となる成人病・女性疾病例と該当手術例（抜粋）

| 給付金の種類              | 分類                    | 疾患例   | 該当手術例                                      | 給付倍率 |
|---------------------|-----------------------|---|--|------|
| 成人病                 | 悪性新生物                 | 胃癌、肺癌、食道癌など                                       | 悪性新生物根治手術                                  | 40倍  |
|                     |                       |   | 新生物根治放射線照射<br>（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします） | 10倍  |
|                     | 糖尿病                   | 糖尿病   | 白内障・水晶体観血手術<br>（糖尿病を原因とする場合）               | 20倍  |
|                     | 脳血管疾患                 | 脳内出血、くも膜下出血など                                     | 頭蓋内観血手術                                    | 40倍  |
|                     | 心疾患                   | 急性心筋梗塞、狭心症など                                      | 直視下心臓内手術                                   | 40倍  |
|                     |                       |   | 心膜切開・縫合術                                   | 20倍  |
| 高血圧性疾患              | 高血圧症、高血圧性腎疾患など        | ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる腎動脈硬化症手術（高血圧症に合併した場合） | 10倍  |      |
| 女性疾病                | 新生物                   | 乳癌、子宮筋腫、卵巣のう腫など                                   | 悪性新生物根治手術                                  | 40倍  |
|                     |                       |   | 乳房切断術                                      | 20倍  |
|                     |                       |   | 卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く）                        | 20倍  |
|                     | 内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害 | 後天性甲状腺機能低下症、甲状腺腫、甲状腺炎など                           | 甲状腺手術                                      | 20倍  |
|                     | 妊娠・分娩および産褥（さんじょく）の合併症 | 稽留流産、子宮外妊娠、切迫流産など                                 | 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術                            | 10倍  |
|                     |                       |   | 子宮外妊娠手術                                    | 20倍  |
|                     |                       |   | 帝王切開娩出術                                    | 10倍  |
|                     | 循環系疾患                 | 外陰静脈瘤など   | 外陰静脈瘤根本手術                                  | 10倍  |
|                     | 消化系疾患                 | 胆石症、胆管炎など   | 胆嚢・胆道観血手術                                  | 20倍  |
|                     | 泌尿生殖系疾患               | 腎炎、慢性腎不全、水腎症、尿道・尿路障害など                            | 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く）                 | 20倍  |
| 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く） |                       |   | 20倍  |      |

なお、生命契約につきましても、循環系疾患以下の疾患は対象となりません

# ■ がん一時給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金のお支払いについて (三大疾病保障保険のみ対象となります)

| 給付金の種類            | お支払いする場合   | 特にご注意いただきたい内容   |
|-------------------|--|---|
| <b>がん一時給付金</b>    | <p>被保険者が、がん給付の責任開始期以後、保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>① 第1回の給付金<br/>がん給付の責任開始期前を含めて初めてがん罹患したと診断確定されたとき</p> <p>② 第2回以後の給付金<br/>直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とした1日以上入院をしたとき</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● がんの治療を目的とした手術はお支払対象にはなりません。</li> <li>● 第2回以後の給付金については、がんの診断確定のみではお支払対象にはなりません。<br/>【がんの診断確定と無効について】</li> <li>● 被保険者が告知日以前または告知日からがん給付の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、その診断確定の日からその日を含めて6ヶ月以内に、会社へその診断確定に関する書類のご提出、かつ申し出があったときはご契約は無効になります。<br/>無効のお申し出がなければ、下記の「心疾患」「脳血管疾患」に対する保障としてご契約を継続できる場合があります。</li> </ul>  |
| <b>心疾患一時給付金</b>   | <p>被保険者が、がん給付以外の責任開始期以後、保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>① 第1回の給付金(つぎのいずれかに該当したとき)</p> <p>ア. がん給付以外の責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした1日以上入院をしたとき</p> <p>イ. がん給付以外の責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を直接の目的とした10日以上継続した入院をしたとき</p> <p>ウ. がん給付以外の責任開始期以後に発病した心疾患の治療を直接の目的として、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき</p> <p>② 第2回以後の給付金<br/>直前の心疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、①に定める入院をし、または手術を受けたとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 心疾患(急性心筋梗塞を含む)の診断確定のみではお支払対象にはなりません。</li> <li>● 「急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を直接の目的とした10日以上継続した入院」とは、転入院・再入院により、その退院日の翌日からその日を含めて31日以内に、それぞれの入院の直接の原因となった心疾患が同一または医学上重要な関係があると会社が認めた入院を開始した場合にも、継続した1回の入院とみなし、お取扱いします。</li> </ul> <div data-bbox="730 1016 1378 1330" style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>具体例</b> ● 心不全で5日間入院。その退院日の翌日から31日以内に心不全で5日間入院された場合、継続した1回の入院とみなし、10日以上継続した入院としてお取扱いします。</p>  </div>   |
| <b>脳血管疾患一時給付金</b> | <p>被保険者が、がん給付以外の責任開始期以後、保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>① 第1回の給付金(つぎのいずれかに該当したとき)</p> <p>ア. がん給付以外の責任開始期以後に発病した脳卒中の治療を直接の目的とした1日以上入院をしたとき</p> <p>イ. がん給付以外の責任開始期以後に発病した脳卒中以外の脳血管疾患の治療を直接の目的とした10日以上継続した入院をしたとき</p> <p>ウ. がん給付以外の責任開始期以後に発病した脳血管疾患の治療を直接の目的として、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき</p> <p>② 第2回以後の給付金<br/>直前の脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、①に定める入院をし、または手術を受けたとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 脳血管疾患(脳卒中を含む)の診断確定のみではお支払対象にはなりません。</li> <li>● 「脳卒中以外の脳血管疾患の治療を直接の目的とした10日以上継続した入院」とは、転入院・再入院により、その退院日の翌日からその日を含めて31日以内に、それぞれの入院の直接の原因となった脳血管疾患が同一または医学上重要な関係があると会社が認めた入院を開始した場合にも、継続した1回の入院とみなし、お取扱いします。</li> </ul> <div data-bbox="730 1727 1378 2033" style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>具体例</b> ● 脳動脈瘤で5日間入院。その退院日の翌日から31日以内に脳動脈瘤で5日間入院された場合、継続した1回の入院とみなし、10日以上継続した入院としてお取扱いします。</p>  </div> |

## ■ 入院初期給付金のお支払いについて

| 給付金の種類                             | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容  |
|------------------------------------|---|--|
| 災害入院<br>初期給付金<br><br>疾病入院<br>初期給付金 | 被保険者が、保険期間中に入院日数が5日以上継続した入院をしたとき。<br><br>※災害入院給付金、疾病入院給付金で不担保期間となっている入院1日目～4日目の期間が入院初期給付特約ではお支払対象となる期間です。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一傷病を原因とする1回の入院についてのお支払限度日数は4日です。</li> <li>● 災害入院初期給付金、疾病入院初期給付金の通算支払限度日数は、それぞれの給付金ごとに60日です。</li> <li>● 災害入院初期給付金、疾病入院初期給付金のいずれかが通算支払限度日数60日に達した場合、この特約は消滅します。</li> </ul> |

## ■ 短期入院給付金のお支払いについて

| 給付金の種類                             | お支払いする場合                          | 特にご注意いただきたい内容  |
|------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 災害短期<br>入院給付金<br><br>疾病短期<br>入院給付金 | 被保険者が、保険期間中に入院日数が2日以上継続した入院をしたとき。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1回の入院についてのお支払限度日数は4日です。</li> <li>● 災害短期入院給付金、疾病短期入院給付金の通算支払限度日数は、それぞれの給付金ごとに60日です。</li> <li>● 災害短期入院給付金、疾病短期入院給付金のいずれかが通算支払限度日数60日に達した場合、この特約は消滅します。</li> </ul> |

**具体例** ● 胆のう炎で5日間入院。  
退院日翌日から40日後に同一  
疾病で3日間入院された場合

|          | 1回目入院 |   |   |   |   | 2回目入院 |   |   | ○：給付金支払<br>×：給付金非該当 |
|----------|-------|---|---|---|---|-------|---|---|---------------------|
|          | 入院日   | 1 | 2 | 3 | 4 | 40日経過 | 1 | 2 |                     |
| 入院総合保障特約 | ×     | × | × | × | ○ |       | × | × | ×                   |
| 入院初期給付特約 | ○     | ○ | ○ | ○ | × |       | × | × | ×                   |
| 短期入院特約   | ○     | ○ | ○ | ○ | × |       | ○ | ○ | ○                   |

## ■ 通院給付金のお支払いについて

(あおば生命契約の通院給付金特約、新通院給付金特約にご加入されている場合が対象となります)

| 給付金の種類 | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容   |
|--------|---|---|
| 通院給付金  | 被保険者が、入院給付金のお支払事由に該当する入院の退院日の翌日以後120日以内の期間に通院したとき。<br><br>※在宅ホスピスケア期間中の通院日については、入院給付金のお支払対象となるため通院給付金のお支払いはありません。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院給付金のお支払対象となる入院の退院日翌日から、その日を含めて120日以内の通院が対象となります。</li> <li>● 1回の入院に対する通院給付金のお支払限度日数は通算して30日分となります。</li> <li>● 入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的として、病院または診療所へ通院された場合お支払対象となります。</li> <li>● 診察・治療を伴わない薬剤等の購入・受取のみの通院はお支払対象にはなりません。</li> </ul> |

## ■ 死亡保険金のお支払いについて

| 保険金の種類 | お支払いする場合            | 特にご注意いただきたい内容  |
|--------|---------------------|--|
| 死亡保険金  | 被保険者が、保険期間中に死亡したとき。 | 次の場合には免責となりお支払対象にはなりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ご契約日が2000年9月1日以前のプルデンシャル生命のご契約、および旧あおば生命保険のご契約の免責期間は1年以内になります。</li> <li>※自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払することもありますので担当ライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問合せください。</li> </ul> </li> <li>● 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死</li> </ul> |



## 死亡給付金のお支払いについて

(新医療保険、医療保険、解約返戻金抑制型(新)入院保険、がん診断保険、特定疾病保障定期保険、三大疾病保障保険、解約返戻金抑制型就労不能障害保険、(米国ドル建)介護終身保険(認知症加算型)、介護一時金保険、終身介護保険のみ対象となります)

| 保険金の種類 | お支払いする場合   | 特にご注意いただきたい内容   |
|--------|--|---|
| 死亡給付金  | (新)医療保険、解約返戻金抑制型(新)入院保険、終身介護保険、解約返戻金抑制型就労不能障害保険において被保険者が、保険料払込期間満了後、保険期間中に死亡したとき。<br><短期払のみ> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●(新)医療保険につきましては、入院給付金日額の10倍の死亡給付金をお支払いします。</li> <li>●解約返戻金抑制型(新)入院保険につきましては、入院一時金額を死亡給付金としてお支払いします。</li> <li>●終身介護保険につきましては、介護年金額の10%の死亡給付金をお支払いします。</li> <li>●解約返戻金抑制型就労不能障害保険につきましては、すでに支払った年金または支払うべき年金がないとき、年金月額を死亡給付金としてお支払いします。</li> </ul>     |
|        | がん診断保険、(米国ドル建)介護終身保険(認知症加算型)、介護一時金保険、特定疾病保障定期保険、三大疾病保障保険において、被保険者が、保険期間中に死亡したとき。             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●(米国ドル建)介護終身保険(認知症加算型)につきましては、[介護年金額×介護年金支払保証期間の年数]－[被保険者の死亡前に支払事由の生じた介護年金の合計額]を死亡給付金としてお支払いします。</li> <li>●がん診断保険、介護一時金保険、特定疾病保障定期保険につきましては、責任準備金額を死亡給付金としてお支払いします。</li> <li>●三大疾病保障保険につきましては、三大疾病一時給付金額に死亡給付金支払割合を乗じた金額を死亡給付金としてお支払いします。</li> </ul> |
|        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●次の場合にはお支払対象にはなりません(共通)。</li> <li>・責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺</li> <li>・保険契約者または死亡給付金受取人の故意による致死</li> </ul>  |

## 高度障害保険金のお支払いについて

| 保険金の種類  | 特にご注意いただきたい内容  |
|---------|--|
| 高度障害保険金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が、保険期間中に約款所定の「高度障害状態」になり、回復の見込みがないときにお支払いします。</li> <li>●約款所定の「対象となる高度障害状態」はセルフチェックシート欄(6ページ、7ページ)および当社約款をご参照ください。</li> <li>●高度障害保険金をお支払いした場合には、死亡保険金を重複してお支払いしませんのでご注意ください。</li> <li>●終身常に介護を要する状態の「食物の摂取」、「排便・排尿・その後始末」、および「衣服着脱」、「起居」、「歩行」、「入浴」については、次のいずれも自分ではできず、常に他人の介護を要し回復の見込みがない場合で以下の状態をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>食物の摂取が自分ではできない</b>」状態<br/>箸、スプーン、フォークなどいずれの食器を使用しても、食物を口まで運ぶことが自力ではできない状態のことをいいます。</li> <li>・「<b>排便・排尿が自分ではできない</b>」状態<br/>洋式便器を基準とし、大小便の排泄が自分ではできない状態をいいます。トイレまで行くことや便座に座ること、ズボン・下着の着脱は含まれません。</li> <li>・「<b>(排便・排尿の)その後の始末が自分ではできない</b>」状態<br/>大便または小便を排泄した後に、身体の汚れた部分をトイレトペーパーなどで拭うことが自力ではできない状態をいいます。</li> <li>・「<b>衣服着脱が自分ではできない</b>」状態<br/>ボタン・チャックがない衣服(Tシャツやトレーナーなど)を着たり脱いだりすることが自力ではできない状態をいいます。</li> <li>・「<b>起居が自分ではできない</b>」状態<br/>横になった状態から起き上がって座位を保つことが自分ではできない状態をいいます。</li> <li>・「<b>歩行が自分ではできない</b>」状態<br/>他人の介助がなければ、自分で歩けない状態をいいます。杖や手すりなどを利用すれば歩行できる場合には、「歩行が自分ではできない状態」には該当しません。</li> <li>・「<b>入浴が自分ではできない</b>」状態<br/>浴槽に入ったり出たりすることが自力ではできない状態をいいます。手すりなどを利用して浴槽に入ったり出たりすることができ、他人の介助を必要としない状態は、「入浴が自分ではできない状態」には該当しません。</li> </ul> </li> </ul> |





## ■ 障害給付金のお支払いについて

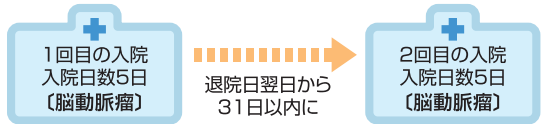
| 給付金の種類 | 特にご注意いただきたい内容  |
|--------|--|
| 障害給付金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が、保険期間中に不慮の事故を直接の原因として、約款所定の「身体障害の状態」に該当し、回復の見込みがないときお支払いします。</li> <li>● 約款所定の「対象となる身体障害の状態」は、セルフチェックシート欄(8ページ、9ページ)および当社約款をご参照ください。</li> </ul> |

### 【対象となる身体障害状態の具体例】

| 対象となる身体障害状態                         | 特にご注意いただきたい内容   |
|-------------------------------------|---|
| 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの   | ● 第1指および第2指の第1関節までの1/2以上を失ったか、または第2関節または第3関節(母指においては第1関節または第2関節)の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下で回復の見込みがない場合をいいます。   |
| 1上肢(1下肢)の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの | ● 肩、肘、手首(または股、膝、足首)の各関節のうち1関節の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下で回復の見込みがない場合をいいます。  |
| 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母指の第2関節以上を失った場合か、他の4足指の第3関節以上を失っている。</li> <li>※「足指を失った」とは次の状態をいいます＝外観上1足指をすべて失っている(指の形をとどめていないもの)と認められる場合(9ページ図の各指青色部分のすべてを失った場合をいいます)。</li> </ul> |
| 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの              | ● 胸椎から下の部位における、前後屈、左右屈、左右回旋の3種類のうち2種類以上が生理的運動範囲の2/3以下で回復の見込みがない場合をいいます。   |

## ■ 保険料のお払込免除について

| 種類  | 保険料のお払込みを免除する場合  | 特にご注意いただきたい内容   |
|---|--|---|
| 不慮の事故による身体障害状態の場合   | <p>被保険者が、保険期間中に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、約款所定の身体障害の状態に該当し回復の見込みがないとき、お払込みを免除します。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象となる不慮の事故とは、「急激かつ偶発的な外来の事故」であり、かつ約款所定の「対象となる不慮の事故」によるものとします。</li> <li>● 約款所定の「身体障害の状態」につきましては、セルフチェックシート欄(8ページ、9ページ)および当社約款をご参照ください。</li> </ul> |
| 疾病による身体障害状態の場合<br>【疾病障害による保険料払込免除特約、三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則(※1)を付加されている場合に対象となります。】<br>※1 三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則は、「変額保険(年金型)」においてのみ付加可能な特則になります。 | <p>被保険者が、保険期間中に発病した疾病を直接の原因として、約款所定の身体障害状態に該当し回復の見込みがないときに、お払込みを免除します。</p>                           |   |

| 種類  | 保険料のお払込みを免除する場合  | 特にご注意いただきたい内容  |
|---|--|--|
| <p><b>三大疾病による所定の状態の場合</b></p> <p>【三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則（※1）を付加されている場合に対象になります。】</p> <p>※1 三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則は、「変額保険（年金型）」においてのみ付加可能な特則になります。</p> | <p><b>がん</b></p> <p>がんの責任開始期以後、保険料払込期間中に初めてがんに罹患したと医師によって診断確定されたとき</p>   | <p>●がんの治療を目的とした入院・手術は対象とはなりません。</p> <p><b>【がんの診断確定と無効について】</b></p> <p>●被保険者が告知日以前または告知日からがんの責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、その診断確定の日からその日を含めて6ヶ月以内に、会社へその診断確定に関する書類のご提出、かつ申し出があったときは特則は無効になります。</p> <p>無効のお申し出がなければ、「心疾患」「脳血管疾患」に対する保障として特則を継続できる場合があります。</p>   |
|   | <p><b>心疾患</b></p> <p>がん給付以外の責任開始期以後、保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>①がん以外の責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする1日以上入院をしたとき</p> <p>②がん以外の責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を直接の目的とした10日以上継続した入院をしたとき</p> <p>③がん以外の責任開始期以後に発病した心疾患の治療を直接の目的として、公的医療保険制度において保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき</p> | <p>●心疾患（急性心筋梗塞を含む）の診断確定のみでは対象とはなりません。</p> <p>●「急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を直接の目的とした10日以上継続した入院」とは、転入院・再入院により、その退院日の翌日からその日を含めて31日以内に、それぞれの入院の直接の原因となった心疾患が同一または医学上重要な関係があると会社が認めた入院を開始した場合にも、継続した1回の入院とみなし、お取扱いします。</p> <div data-bbox="826 1003 1433 1288" style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>具体例</b> ●心不全で5日間入院。その退院日の翌日から31日以内に心不全で5日間入院された場合、継続した1回の入院とみなし、10日以上継続した入院としてお取扱いします。</p>  </div>   |
|   | <p><b>脳血管疾患</b></p> <p>がん給付以外の責任開始期以後、保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>①がん以外の責任開始期以後に発病した脳卒中の治療を直接の目的とする1日以上入院をしたとき</p> <p>②がん以外の責任開始期以後に発病した脳卒中以外の脳血管疾患の治療を直接の目的とした10日以上継続した入院をしたとき</p> <p>③がん以外の責任開始期以後に発病した脳血管疾患の治療を直接の目的として、公的医療保険制度において保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき</p> | <p>●脳血管疾患（脳卒中を含む）の診断確定のみでは対象とはなりません。</p> <p>●「脳卒中以外の脳血管疾患の治療を直接の目的とした10日以上継続した入院」とは、転入院・再入院により、その退院日の翌日からその日を含めて31日以内に、それぞれの入院の直接の原因となった脳血管疾患が同一または医学上重要な関係があると会社が認めた入院を開始した場合にも、継続した1回の入院とみなし、お取扱いします。</p> <div data-bbox="826 1765 1433 2049" style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>具体例</b> ●脳動脈瘤で5日間入院。その退院日の翌日から31日以内に脳動脈瘤で5日間入院された場合、継続した1回の入院とみなし、10日以上継続した入院としてお取扱いします。</p>  </div> |

# ■ 特定疾病保険金のお支払いについて

| 給付金の種類                              | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容  |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |
|-------------------------------------|---|--|--------|---------------------------------|--------|------------------------------|------|-----------------------|------|---|------|------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|------|
| 特定疾病保険金                             | <b>「がん」になられた場合</b>                                | <p>● お支払いの対象となる「がん」には、上皮内がん、非浸潤がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。</p> <p><b>【がんの診断確定と無効について】</b></p> <p>● 被保険者が告知日以前または告知日からがん給付の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、その診断確定の日からその日を含めて6ヶ月以内に、会社へその診断確定に関する書類のご提出、かつ申し出があったときはご契約は無効になります。</p> <p>無効のお申し出がなければ、下記の「急性心筋梗塞」と「脳卒中」に対する保障としてご契約を継続できる場合があります。</p>   |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |
|                                     | <b>「急性心筋梗塞」になられた場合</b>                            | <p>(2)被保険者が、がん給付以外の責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと、医師によって診断されたとき。</p> <p>● お支払いの対象になるのは、原因が「急性心筋梗塞」の場合です。「陳旧性心筋梗塞」、「狭心症」はお支払い対象にはなりません。</p> <p>● 「労働の制限を必要とする状態」とは、歩行、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできますが、それを超える活動では制限を必要とする状態をいいます。</p>   |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |
|                                     | <b>「脳卒中」になられた場合</b>                               | <p>(3)被保険者が、がん給付以外の責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断されたとき。</p> <p>● お支払対象になるのは、原因が「脳卒中」の場合で、「くも膜下出血」、「脳内出血」、「脳梗塞」をさします。</p> <p>● 「言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症」とは、たとえば次のような症状をいいます。</p> <p><b>【言語障害】</b></p> <table border="1" data-bbox="643 1491 1410 1688"> <tr> <td>運動性失語症</td> <td>思うことを話すことはできないが、聞いて理解することはできる状態</td> </tr> <tr> <td>感覚性失語症</td> <td>聞いたことを理解できない、また話しても意味が通じない状態</td> </tr> <tr> <td>全失語症</td> <td>運動性失語と感覚性失語の両方が見られる状態</td> </tr> </table> <p><b>【運動失調、麻痺】</b></p> <table border="1" data-bbox="643 1760 1410 1906"> <tr> <td>不全麻痺</td> <td>脳からの神経経路または筋肉の障害によって、運動能力が低下するが、ある程度は自分の意志で動かせる状態</td> </tr> <tr> <td>完全麻痺</td> <td>脳からの神経経路または筋肉の障害によって、完全に運動能力を失った状態</td> </tr> </table> <p><b>【意識障害】</b></p> <table border="1" data-bbox="643 1973 1410 2103"> <tr> <td>見当識障害<br/><small>けんとうしきしょうがい</small></td> <td>自分のいる場所、時間、人物などが認識できない状態</td> </tr> <tr> <td>昏睡状態</td> <td>大声で呼んでも、痛みなどの皮膚刺激を与えても、反応がない状態</td> </tr> </table> | 運動性失語症 | 思うことを話すことはできないが、聞いて理解することはできる状態 | 感覚性失語症 | 聞いたことを理解できない、また話しても意味が通じない状態 | 全失語症 | 運動性失語と感覚性失語の両方が見られる状態 | 不全麻痺 | 脳からの神経経路または筋肉の障害によって、運動能力が低下するが、ある程度は自分の意志で動かせる状態 | 完全麻痺 | 脳からの神経経路または筋肉の障害によって、完全に運動能力を失った状態 | 見当識障害<br><small>けんとうしきしょうがい</small> | 自分のいる場所、時間、人物などが認識できない状態 | 昏睡状態 |
| 運動性失語症                              | 思うことを話すことはできないが、聞いて理解することはできる状態                   |  |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |
| 感覚性失語症                              | 聞いたことを理解できない、また話しても意味が通じない状態                      |  |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |
| 全失語症                                | 運動性失語と感覚性失語の両方が見られる状態                             |  |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |
| 不全麻痺                                | 脳からの神経経路または筋肉の障害によって、運動能力が低下するが、ある程度は自分の意志で動かせる状態 |  |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |
| 完全麻痺                                | 脳からの神経経路または筋肉の障害によって、完全に運動能力を失った状態                |  |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |
| 見当識障害<br><small>けんとうしきしょうがい</small> | 自分のいる場所、時間、人物などが認識できない状態                          |  |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |
| 昏睡状態                                | 大声で呼んでも、痛みなどの皮膚刺激を与えても、反応がない状態                    |  |        |                                 |        |                              |      |                       |      |   |      |                                    |                                     |                          |      |

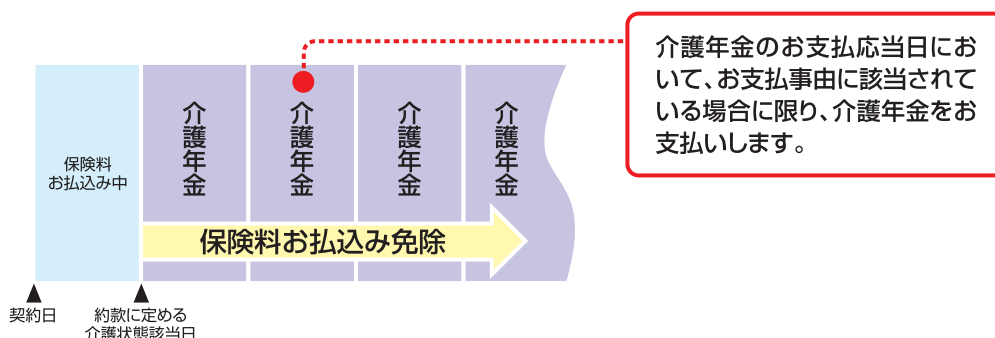
# 介護年金・介護一時金のお支払いについて

（(米国ドル建)介護終身保険(認知症加算型)、介護一時金保険、終身介護保険のみ対象となります）

| 年金の種類           | お支払いする場合   | 特にご注意いただきたい内容  |
|-----------------|--|--|
| 介護年金（一回目）・介護一時金 | <p>被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき</p> <p>②満65歳未満の被保険者が、会社所定の要介護状態に該当し、その状態が継続して180日以上あると医師によって診断確定されたとき</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。</li> <li>●「会社所定の要介護状態」とは、一人では歩行や入浴、食事の摂取などができない状態をいいます。</li> <li>●介護年金の支払事由に該当した場合、以後の保険料は払込が免除されます。</li> </ul>  |
| 介護年金（二回目以降）     | <p>(1)介護年金支払保証期間中<br/>第1回介護年金が支払われた場合で、被保険者が介護年金支払応当日において生存しているとき</p> <p>(2)介護年金支払保証期間経過後<br/>第1回介護年金が支払われた場合で、被保険者が介護年金支払応当日において、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき</p> <p>②満65歳未満の被保険者が、会社所定の要介護状態に該当し、その状態が継続して180日以上あると医師によって診断確定されたとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「介護年金支払保証期間」とは、(米国ドル建)介護終身保険(認知症加算型)において、第1回介護年金の支払事由に該当したとき以後、被保険者が生存している限り、介護年金のお支払いを保証する期間をいいます。</li> <li>●「介護年金支払応当日」とは、第1回介護年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日をいいます。</li> <li>●症状の回復などにより介護年金の支払事由に該当しなくなった場合には、介護年金および認知症加算年金のお支払いを中断します。（介護年金支払保証期間を除きます）</li> </ul> |

## 具体例 終身介護保険の場合

◎介護年金の支払事由に該当した場合、以後の保険料は払込が免除されます。



## ■ 介護保険金のお支払いについて

(介護定期保険(生活障害保障型)のみ対象となります)

| 保険金の種類 | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容   |
|--------|---|---|
| 介護保険金  | 被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、保険期間中に公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護3以上に該当していると認定されたとき | <ul style="list-style-type: none"><li>●「公的介護保険制度」とは、「介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)」に基づく介護保険制度をいいます。</li><li>●介護保険金をお支払いした場合には、死亡保険金を重複してお支払いしませんのでご注意ください。</li></ul> |

## ■ 重度介護保険金のお支払いについて

(平準定期保険(重度介護保障型)のみ対象となります)

| 保険金の種類  | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容  |
|---------|---|--|
| 重度介護保険金 | 被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、保険期間中に公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護4以上に該当していると認定されたとき | <ul style="list-style-type: none"><li>●「公的介護保険制度」とは、「介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)」に基づく介護保険制度をいいます。</li><li>●重度介護保険金をお支払いした場合には、高度障害保険金及び死亡保険金を重複してお支払いしませんのでご注意ください。</li></ul> |



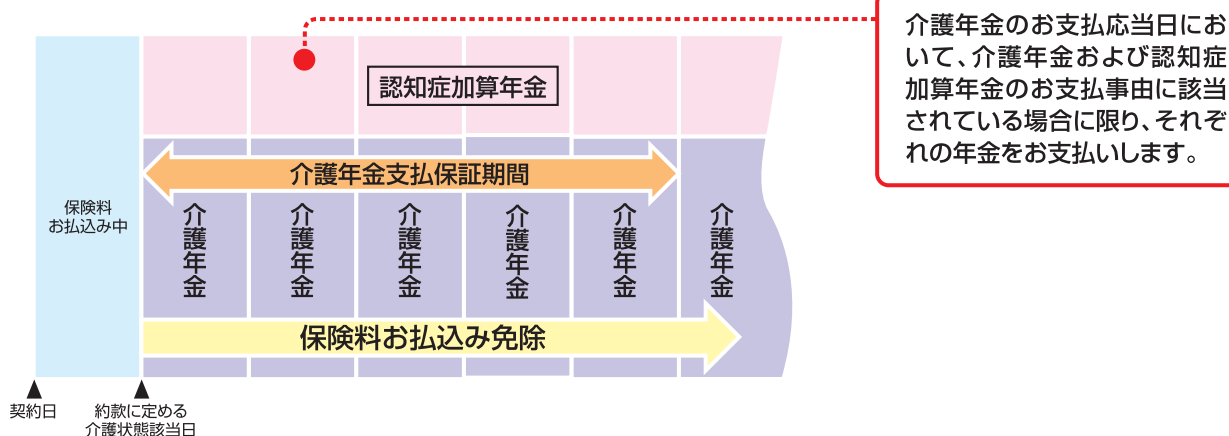
# 認知症加算年金のお支払いについて

（（米国ドル建）介護終身保険（認知症加算型）のみ対象となります）

| 年金の種類          | お支払いする場合   | 特にご注意いただきたい内容  |
|----------------|--|--|
| 認知症加算年金（一回目）   | 介護年金の支払事由に該当した被保険者が、第1回介護年金の支払事由に該当した日または介護年金支払応当日において、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、会社所定の重度の認知症に該当したとき  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「会社所定の重度の認知症」とは、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）等に基づく会社所定の状態をいいます。</li> </ul> |
| 認知症加算年金（二回目以降） | <p>(1)介護年金支払保証期間中<br/>第1回認知症加算年金が支払われた場合で、被保険者が介護年金支払応当日において生存しているとき</p> <p>(2)介護年金支払保証期間経過後<br/>第1回認知症加算年金が支払われた場合で、介護年金の支払事由に該当した被保険者が介護年金支払応当日において、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、会社所定の重度の認知症に該当したとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症加算年金は、仮に重度の認知症が軽度の認知症へ回復した場合でも、介護年金支払保証期間中であれば支払われますが、介護年金支払保証期間経過後は支払われません。</li> </ul>      |

## 具体例 （米国ドル建）介護終身保険（認知症加算型）の場合

◎介護年金の支払事由に該当した場合、以後の保険料は払込が免除されます。



# 就労不能障害年金(一時金)、特定障害年金、 就労障害サポート年金のお支払いについて

(解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害(一時金)特約のみ対象となります)

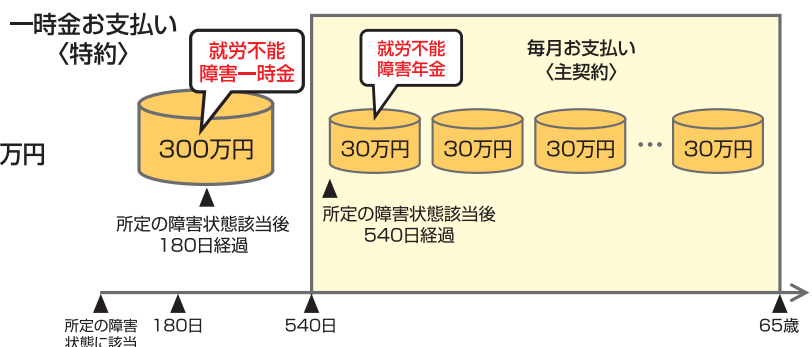
※各年金および一時金のお支払事由につきましては当社ホームページをご参照ください。ご不明な点につきましては担当ライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

| 年金の種類    | お支払いする場合   | 特にご注意いただきたい内容   |
|----------|--|---|
| 就労不能障害年金 | <p>被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中につきのいずれかに該当し、以後の生存判定日に生存しているとき</p> <p>(1)国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に認定されたとき。ただし、精神障害状態Aに認定された場合を除きます。</p> <p>(2)つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(a)所定の就労不能障害状態(状態1)のいずれかに該当し、その状態に該当した日からその日を含めて540日以上継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(b)所定の就労不能障害状態(状態2)のいずれかに該当したとき</p> <p>(3)高度障害状態に該当したとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害等級1級または2級」とは、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。</li> <li>●「精神障害状態A」とは、国民年金法に基づく障害等級1級の第10号または2級の第16号に定められた状態をいいます。</li> <li>●「所定の就労不能障害状態(状態1)」とは、心疾患により、日常生活が著しい制限を受ける程度の状態などです。</li> <li>●「所定の就労不能障害状態(状態2)」とは、心臓移植を受けた状態などです。</li> </ul> |
| 特定障害年金   | <p>被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中につきのいずれかに該当し、以後の生存判定日に生存しているとき</p> <p>(1)国民年金法に基づき、障害等級1級または2級のうち、精神障害状態Aに認定されたとき</p> <p>(2)所定の特定障害状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて540日以上継続したと医師によって診断されたとき</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「精神障害状態A」とは、国民年金法に基づく障害等級1級の第10号または2級の第16号に定められた状態をいいます。</li> <li>●「所定の特定障害状態」とは、精神の障害により、日常生活が著しい制限を受ける程度の状態などです。</li> <li>●特定障害年金のお支払期間は、最長3年間となります。</li> </ul>   |

| 年金の種類       | お支払いする場合   | 特にご注意ください内容  |
|-------------|--|--|
| 就労障害サポーター年金 | <p>被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中につきのいずれかに該当し、以後の生存判定日に生存しているとき</p> <p>(1)被用者年金制度に基づき、障害等級3級に認定されたとき。ただし、精神障害状態Bに認定された場合を除きます。</p> <p>(2)つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(a)所定の就労制限障害状態(状態1)のいずれかの状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて540日以上継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(b)所定の就労制限障害状態(状態2)のいずれかに該当したとき</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「被用者年金制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく年金制度をいいます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 厚生年金保険法</li> <li>(2) 国家公務員共済組合法</li> <li>(3) 地方公務員等共済組合法</li> <li>(4) 私立学校教職員共済法</li> </ol> </li> <li>●「障害等級3級」とは、つぎのいずれかに定める障害等級3級の状態をいいます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 厚生年金保険法施行令第3条の8別表第1</li> <li>(2) 国家公務員共済組合法施行令第11条の7の6別表第1</li> <li>(3) 地方公務員等共済組合法施行令第25条の8別表第1</li> <li>(4) 私立学校教職員共済法施行令第7条</li> </ol> </li> <li>●「精神障害状態B」とは、被用者年金制度に基づく障害等級3級の第13号に定められた状態をいいます。</li> <li>●「所定の就労制限障害状態(状態1)」とは、心疾患により労働が著しい制限を受ける程度の状態などです。</li> <li>●「所定の就労制限障害状態(状態2)」とは、心臓ペースメーカを装着した状態などです。</li> </ul> |
| 就労不能障害一時金   | <p>被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>(1)国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に認定されたとき。ただし、精神障害状態Aに認定された場合を除きます。</p> <p>(2)つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(a)所定の就労不能障害状態(状態1)のいずれかに該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(b)所定の就労不能障害状態(状態2)のいずれかに該当したとき</p> <p>(3)高度障害状態に該当したとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害等級1級または2級」とは、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。</li> <li>●「精神障害状態A」とは、国民年金法に基づく障害等級1級の第10号または2級の第16号に定められた状態をいいます。</li> <li>●「所定の就労不能障害状態(状態1)」とは、心疾患により、日常生活が著しい制限を受ける程度の状態などです。</li> <li>●「所定の就労不能障害状態(状態2)」とは、心臓移植を受けた状態などです。</li> </ul>  |

**具体例** 心臓の疾患により所定の就労不能障害状態(状態1)に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて540日以上継続したと医師によって診断されたとき

【ご契約例】 保険期間65歳  
 (主契約) 就労不能障害保険：年金月額30万円  
 (特約) 就労不能障害一時金特約：一時金300万円



# 短期就労不能給付金、長期就労不能給付金、特定障害給付金、就労不能サポート一時金のお支払いについて

(解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険、無解約返戻金型就労不能サポート特約のみ対象となります。)

※各給付金および一時金のお支払事由につきましては当社ホームページをご参照ください。ご不明な点につきましては担当ライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

| 給付金の種類           | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容   |
|------------------|---|---|
| <b>短期就労不能給付金</b> | <p><b>【第1回短期就労不能給付金】</b><br/>被保険者が、保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害(精神・神経疾患を原因とするものを除きます。)または発病した疾病(精神・神経疾患を除きます。)を直接の原因として就労不能状態A(※1)に該当したとき。ただし、就労不能状態A(※1)のうちア.については60日以上継続したと医師によって診断されることを要します。</p> <p><b>【第2回以後第5回までの短期就労不能給付金】</b><br/>保険期間中に第2回から第5回までの支払判定日がそれぞれ到来したとき</p> <p><b>【第6回短期就労不能給付金】</b><br/>被保険者が、保険期間中の第6回の支払判定日に、責任開始期以後に発生した傷害(精神・神経疾患を原因とするものを除きます。)または発病した疾病(精神・神経疾患を除きます。)を直接の原因としてア、イ、ウのいずれかの就労不能状態A(※1)に該当したとき。ただし、就労不能状態A(※1)のうちア.については直前の支払判定日から継続していると医師によって診断されることを要します。</p> <p><b>【第7回以後第17回までの短期就労不能給付金】</b><br/>保険期間中に第7回から第17回までの支払判定日がそれぞれ到来したとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</li> <li>●「在宅療養」とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除く)の算定対象として列挙されている診療行為等)にもとづき、日本国内の自宅等(病院または診療所以外の施設を含む)において治療に専念することをいいます。</li> <li>●「障害等級1級または2級」とは、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。</li> <li>●「支払判定日」とは、第1回短期就労不能給付金の支払事由に該当した日をいいます。なお、第2回以後の短期就労不能給付金の「支払判定日」は、第1回短期就労不能給付金の支払事由に該当した日及び支払事由該当日の月単位の応当日をいいます。</li> </ul> |
| <b>長期就労不能給付金</b> | <p><b>【長期就労不能給付金判定日の長期就労不能給付金】</b><br/>被保険者が、保険期間中の長期就労不能給付金判定日に、責任開始期以後に発生した傷害(精神・神経疾患を原因とするものを除きます。)または発病した疾病(精神・神経疾患を除きます。)を直接の原因として就労不能状態A(※1)に該当したとき。ただし、就労不能状態A(※1)のうちア.については直前の支払判定日から継続していると医師によって診断されることを要します。</p> <p><b>【長期就労不能給付金判定日後つぎの長期就労不能給付金判定日前の長期就労不能給付金】</b><br/>長期就労不能給付金判定日からつぎの長期就労不能給付金判定日の間の支払判定日が到来したとき</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</li> <li>●「在宅療養」とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除く)の算定対象として列挙されている診療行為等)にもとづき、日本国内の自宅等(病院または診療所以外の施設を含む)において治療に専念することをいいます。</li> <li>●「障害等級1級または2級」とは、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。</li> <li>●長期就労不能給付金の「支払判定日」とは、18回目の支払事由該当日及び支払事由該当日の月単位・年単位の応当日をいいます。</li> </ul>   |



| 給付金の種類             | お支払いする場合  | 特にご注意いただきたい内容  |
|--------------------|---|--|
| <b>特定障害給付金</b>     | <p><b>【第1回特定障害給付金】</b><br/>被保険者が、保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害(精神・神経疾患を原因とするもの)に限り、または発病した疾病(精神・神経疾患に限り、)を直接の原因として就労不能状態B(※2)に該当したとき。<br/>ただし、就労不能状態B(※2)のうちア.については60日以上継続したと医師によって診断されることを要します。</p> <p><b>【第2回以後第5回までの特定障害給付金】</b><br/>保険期間中に第2回から第5回までの支払判定日がそれぞれ到来したとき</p> <p><b>【第6回特定障害給付金】</b><br/>被保険者が、保険期間中の第6回の支払判定日に、責任開始期以後に発生した傷害(精神・神経疾患を原因とするもの)に限り、または発病した疾病(精神・神経疾患に限り、)を直接の原因として就労不能状態B(※2)に該当したとき。ただし、就労不能状態B(※2)のうちア.については直前の支払判定日から継続していると医師によって診断されることを要します。</p> <p><b>【第7回以後第17回までの特定障害給付金】</b><br/>保険期間中に第7回から第17回までの支払判定日がそれぞれ到来したとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</li> <li>●特定障害給付金のお支払いは最大17回となります。</li> </ul>  |
| <b>就労不能サポート一時金</b> | <p>被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した傷害(精神・神経疾患を原因とするものを除きます。)または発病した疾病(精神・神経疾患を除きます。)を直接の原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき。</p> <p>(1)入院または在宅療養が60日以上継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2)障害等級1級、2級または3級に認定されたとき</p> <p>(3)つぎのいずれかに該当したとき</p> <p style="padding-left: 20px;">(a)就労制限障害状態のうち、状態1のいずれかの状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき</p> <p style="padding-left: 20px;">(b)就労制限障害状態のうち、状態2のいずれかに該当したとき</p> <p>(4)高度障害状態に該当したとき</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</li> <li>●「在宅療養」とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除く)の算定対象として列挙されている診療行為等)にもとづき、日本国内の自宅等(病院または診療所以外の施設を含む)において治療に専念することをいいます。</li> <li>●「障害等級1級、2級」とは、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級、2級をいいます。</li> <li>●「障害等級3級」とは、次のいずれかに定める障害等級3級の状態をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)厚生年金保険法施行令第3条の8別表第1</li> <li>(2)国家公務員共済組合法施行令第11条の7の6別表第1</li> <li>(3)地方公務員等共済組合法施行令第25条の8別表第1</li> <li>(4)私立学校教職員共済法施行令第7条</li> </ul> </li> <li>●「就労制限障害状態(状態1)」とは、心疾患により労働が著しい制限を受ける程度の状態などです。</li> <li>●「就労制限障害状態(状態2)」とは、心臓ペースメーカーを装着した状態などです。</li> </ul> |

(※1)就労不能状態A(ア、イ、ウのいずれかに該当した状態)

ア. 入院または在宅療養

イ. 障害等級1級または2級に認定されたとき。ただし、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級の第10号または2級の第16号の状態に認定された場合を除きます。

ウ. 高度障害状態

(※2)就労不能状態B(ア、イのいずれかに該当した状態)

ア. 入院 イ. 障害等級1級または2級のうち、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級の第10号または2級の第16号の状態に認定されたとき。

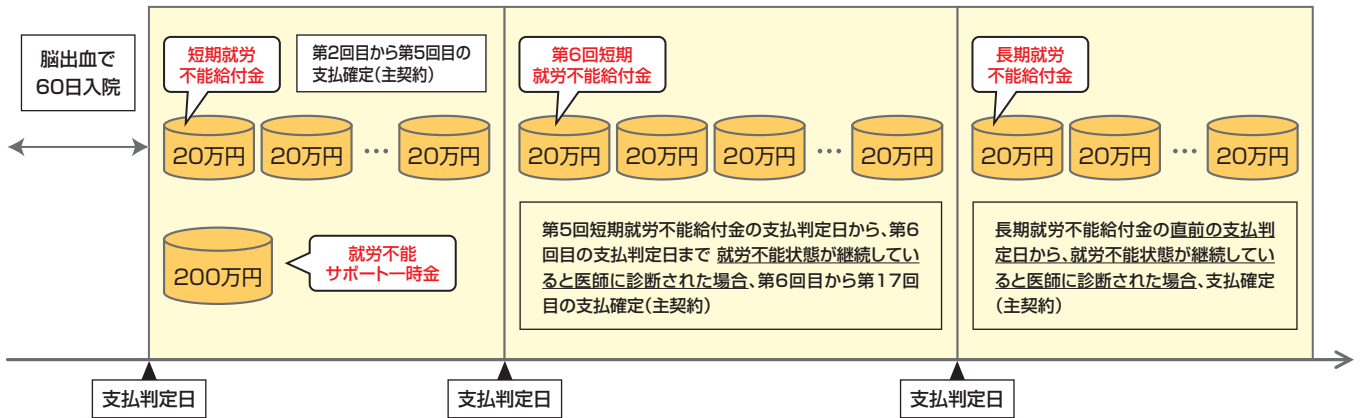


## 具体例 脳出血により60日以上入院されたとき

### 【ご契約例】 保障期間65歳

(主契約) 就労不能状態収入保険：年金月額20万円

(特約) 就労不能サポート特約：一時金200万円



## ■ リビング・ニーズ特約保険金のお支払いについて

- 会社は、被保険者の余命が6ヶ月以内と判断される場合に、会社の定めるところにより、主契約および特約部分の死亡保険金額の一部または全部を主契約の高度障害保険金の受取人にお支払いします。
- 余命期間の判断にあたっては、請求時点で日本国内において一般的に行われる治療を可能な限り行ったとして得られる余命期間とし、リビング・ニーズ特約用診断書（診療証明書）記載の主治医ご見解を尊重し、当社の医師の見解（場合によっては社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。
- 本特約保険金をお支払いする場合、余命期間相当分（6ヶ月分）の保険料と利息を控除します。
- 主契約の保険金額がすべて本特約保険金としてお支払いされた場合、付加されている各医療関係特約は消滅します（お支払保険金額が一部のみの場合には各医療関係特約は継続します）。
- 次の保険契約や特約にご加入されている場合、リビング・ニーズ特約保険金のご請求はそれぞれの保険・特約期間満了時の12ヶ月以上前であることが必要です。

・（米国ドル建）平準定期保険、新逋増定期保険、逋増定期保険、無解約返戻金型逋減定期保険、逋減定期保険、家族収入保険、低解約返戻金型平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険にご加入されている場合  
・主契約に平準定期保険特約、新逋増定期保険特約、逋増定期保険特約、無解約返戻金型逋減定期保険特約、逋減定期保険特約、家族収入特約または無解約返戻金型平準定期保険特約が付加されている場合 等

## ■ 指定代理請求特約について

指定代理請求特約のお申込みには所定のお手続きが必要となります。

- 被保険者が受取人となる保険金・給付金のうち、特定のものについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、指定代理請求人（ご契約者に被保険者の同意を得てあらかじめ指定していただきます）が、受取人に代わってその保険金・給付金を請求することができます。
- 受取人がご請求できない特別の事情とは以下のような場合をいいます。

**1** 事故や病気等で寝たきり状態となり、  
受取人である被保険者ご本人が意思表示できない場合

高度障害保険金、入院給付金などを、指定代理請求人からご請求いただけます

**2** 「がん」等により余命6ヶ月以内であることを医師から被保険者ご本人に告知  
されず、ご家族のみが知っている場合

リビング・ニーズ特約の保険金、がん入院給付金などを指定代理請求人からご請求いただけます

### 指定代理請求人・対象となる保険金等について

#### 指定代理請求人に ご指定いただける方の範囲

- 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または兄弟姉妹の方
- 主契約の被保険者の3親等内の親族の方
- 主契約の被保険者と同居されているかまたは生計を一にされている、主契約の死亡保険金等の受取人の方
- 主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

#### この特約の対象となる保険金等

被保険者の方が受取人となられている  
保険金・給付金等

<例>

- リビング・ニーズ特約の保険金
- 高度障害保険金・高度障害年金
- 入院給付金、手術給付金、介護給付金
- 介護年金
- 保険料の払込免除  
（契約者と被保険者が同一の場合）

# ご請求内容に関する事実の確認について

## ■ ご請求内容に関する事実の確認とは ■

保険金・給付金等のお支払いの判断にあたり、ご加入前の健康状態、治療の内容・経過、事故の状況などについて、ご契約のしおり・約款にもとづき、医師や関係機関等へご請求内容に関する事実の確認をさせていただくものです。これにより、お支払可否の検討、お支払いする金額の確定、あるいはご契約（ご請求のご契約以外の契約・特約を含む）の継続可否の検討をさせていただくこととなります。なお、この確認は、当社が業務委託をしている確認会社を実施します。

## ■ ご請求内容に関する事実の確認を行わせていただく主な事例 ■

- ご加入後、2年以内に保険金・給付金等のご請求をいただき、責任開始期前のご発病、受診の可能性がある場合  
※今回ご請求いただいたご契約以外に、加入後2年以内のご契約がある場合も含まれます。
- 保険金・給付金等の診断書の内容を確認する必要がある場合  
※診断書に一部未記入がある場合、入院期間・主たる入院目的・手術内容等が不明瞭な場合、障害状態・介護状態等につき詳細な確認が必要な場合など
- 事故の詳細な状況を確認する必要がある場合  
※ご提出いただいた「事故状況報告書」等では事故の詳細な状況が不明な場合

## ■ お支払可否決定まで ■

この確認を行うことで、お支払可否決定までにお時間がかかることとなります。確認会社によるお客さまとの面談開始後、約1ヶ月から2ヶ月（長くて半年ほど）のお時間を要しております。なお、確認先が複数になる、あるいは、確認先の都合や事故原因の調査を行う場合に相当の日数を要することもございます。ご理解、ご了承くださいますようお願いいたします。

### ●ご請求に関する内容の確認の一般的な手順

お客さまへの面談が終了後、医療機関等への確認を行います。

お客さまとの  
面談

医療機関等への  
照会

医療機関等からの  
回答

お支払可否の  
決定

(注) 正当な理由がなく、事実の確認の同意または回答を拒まれたときは、約款の規定に基づき確認が終わるまで保険金・給付金等のお支払判断を保留させていただくこととなりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

# 支払審査会について

当社は、より透明性の高い保険金のお支払態勢を目指して、第三者\*によって構成された支払審査会を設置しています。お客さまが、保険金・給付金をお支払いできないという当社決定についてご納得いただけない場合、まずはお支払ホットラインにて専門スタッフがわかりやすく丁寧にご説明いたしますが、それでもご納得いただけない場合は、支払審査会にお申し立ていただくことができます。

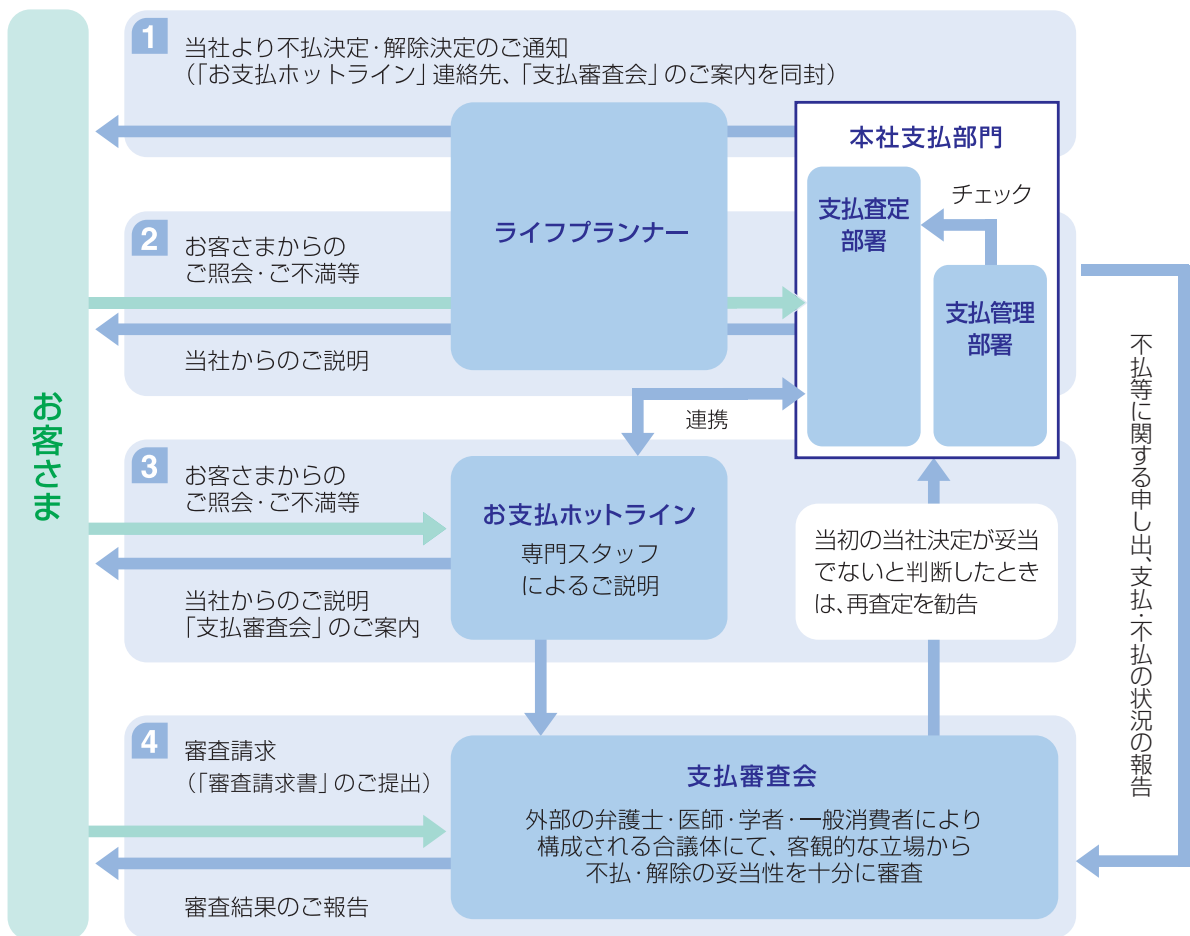
支払審査会はそうしたお申し立てに対し1件ずつ審査・判定し、不払いが妥当ではないと判断した場合は、支払審査会の判断を最大限尊重した措置が採られます。

当社は、これからもお客さまの視点に立った支払査定体制を構築し、お客さまに最も信頼される会社を目指して努力してまいります。

※第三者 … 外部の弁護士や医師、一般消費者により構成される合議体

## <支払審査会について>

●開催時期:原則毎月一回開催 ●構成委員:弁護士、医師、一般消費者からなる5名 ●委員改選:6ヵ月ごとに改選



※状況に応じ、追加の調査や再審査となる場合もあります。

memo

A series of horizontal dashed lines for writing, filling most of the page.





Prudential

**プルデンシャル生命保険株式会社**

本社 / 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

●カスタマーサービスセンター

パ ー ト ナ ー フ ォ ー ユ ー

**0120-810740**

ホームページ <https://www.prudential.co.jp>

あなたのライフプランナー